

唐代後半期の中央財政——戸部財政を中心に——

渡辺 信一郎

目次

はじめに

一、開元・天宝期の財政とその特徴

二、唐代中期財政から後期財政への変化

三、唐代後半期の中央財政——戸部財政を中心に——

おわりに

はじめに

唐代の経済史研究の中にあつて、唐代後半期の財政史研究は数多くの成果を残してきた分野である。ここ二〇年来に限ってみても、日野開三郎氏の多面的な研究のほか、松井秀一氏による両税法研究、船越泰次氏による両税法、常平・義倉制度などの研究、高橋継男氏による塩鉄転運使・度支使巡院の研究、礪波護氏による三司使研究、室永芳三氏・中村裕一氏による内庫の研究、妹尾達彦氏による塩専売・生産流通の研究などがあり、ごく最近では清木場東氏による天宝期の財政収支にかかわる一連の研究がある⁽¹⁾。また、すでに刊行された単行本としては、鞠清遠氏に『唐代財政史』、デニス・トキチエツト氏に『唐王朝の財務行政』がある⁽²⁾。しかしながら、これらの諸研究は、税制・転運など財政の制度・運営・収入面の研究が中心となっており、いまひ

とつの主要側面である経費研究をほとんど欠いているといつてよい。例えば、鞠清遠氏の著書の場合、その内容は第一章・両税法以前の賦税、第二章・両税法、第三章・専売収入、第四章・官業収入と商業課税、第五章・特殊収支、第六章・財務行政からなっており、卜氏の著書の場合は、第一章・土地税、第二章・直接税、第三章・国家専売制と商業課税、第三章・通貨と信用、第四章・転運制度、第五章・財務行政によつて構成されている。両著の構成は全くといつてよいほど収入論に傾いており、租税史研究といったほうがあつていゝ。

ごく大まかにいつて財政史研究の対象と目的は、収入と経費、およびその収支均衡がどのように調整されるかを分析することにより、国家と社会との相互関係を明らかにし、当該社会・国家の特質を把握するところにある。これまでの諸研究は、制度・収入面のありかたを明らかにしてきた点において大きな成果をえてきたといえるが、経費研究を欠いている点で唐代後半期の社会を財政史的側面から充分に把握しえたとはいえないのである。

以下の論述において、私は、開元・天宝期から唐末までを対象にとりあげ、特に戸部(曹)の財務活動を中心とする中央財政に焦点をあて、唐王朝が把握しえた農民的剰余の再配分過程と経費内容の分析を通じ

て、唐代後半期の国家と社会との関連を明らかにしてゆきたく思う。⁽³⁾

一 開元・天宝期の財政とその特徴

中央財政そのものを理解する前提として、先ず唐代後半期の財政の全体像を明らかにしておく必要がある。唐王朝の財務活動を全体的に把握しうる史料が残されているのは天宝期（七四二―七五五）以後である。それは、のちにもみるようにいくつかの要因によって、この時期以後財政問題が政治の第一義的課題となつていったからである。我われはまず、この時期の財政の特質を明らかにする前提として、国家に把握された社会的総生産量と社会的総生活手段量の規模を確認しておきたい。

『唐書』卷五四食貨志四は、当時の平均的生産力と生活手段の社会的平均量を次のように記している。

当時議する者以為らく、天宝より今に至まで、戸九百余万あり。王制に、上農夫九人を食^ぐない、中農夫七人を食^ぐなう、とあり。中農夫を以てこれを計れば、六千三百万人なり。少壮相^あい均^なせば、人ごとに米二升を食^ぐらい、日ごとに米百二十六万斛を費^やし、歳ごとに四万五千三百六十万斛を費^やす。而して衣はこれに倍^すし、吉凶の礼再びこれに倍^すす。三年の儲を余し、以て水旱凶災に備^うれば、十三万六千八十万斛に当^たる。貴賤豊^ん儉を以て相^あい当^たつれば、則ち米の直は錢と鈞^しきなり。田は高下肥瘠豊^ん耗を以て率と為せば、一頃ごとに米五十余斛を出し、田二千七百二十一万六千頃に当^たる。……

これによれば、肥瘠豊凶をならして一頃あたり平均収量は米五〇斛で

あり、一方大小男女ならして一人一日二升（年七・二斛）の食料⁽⁴⁾と、これに上のせして衣料および吉凶の費用とを必要とする。これに災害用貯備を計上すると、全体として食料分（四億五三六〇万斛）の三倍（一三億六〇八〇万斛）が必要となる。この場合「三年の儲を余し」とは、三年間で一年分（九年間で三年分）の経費分を蓄積することである。したがって、ここでの貯備量は、一年間の経費の三分の一、すなわち食料分と同額の四億五三六〇万斛が想定されていることは明らかである。こうして、残る衣料と吉凶の費用とは、あわせて食料分と同額となる。つまり、①食料分、②衣料分・吉凶の費、③災害用貯備は、それぞれ同額の経費が想定されているのである。そうして、衣料分と吉凶の費とは、『唐書』の記述から見ても半額ずつが想定されているはずであるから、全体としては、食料分一、衣料分〇・五、吉凶費〇・五、災害用貯備一の割合で経費の配分がなされていると考えられる。この中、食料分と衣料分とは生活手段（必要生産物）を構成し、吉凶費と災害用貯備とは剰余生産物部分を構成する。生活手段量と剰余生産物とが、それぞれ半ばを占めるように構成されているのは興味深い。なお、米一斛が錢一貫と等値されていることにも注意をうながしておきたい。

如上の数値を天宝期の現実の総人口・耕地面積にあてはめると、この時期の社会的総生産量と社会的総生活手段量の概数がえられる。『通典』によれば、天宝期の総応受田数は一四三〇万三八六二頃一三畝であり（卷二田制下）、天宝一四年の総管戸は八九一万四七〇九戸、総管口五二九一万九三〇九人である（卷七歴代盛衰戸口）。これによって総耕地面積を一四〇〇万頃とすれば、《五〇石×一四〇〇万〱七〇〇〇〇

表 I 天宝年間財政収支概要 (通典卷6)

| 収 入 | | 支 出 | |
|----------|------------|--------------------|----------|
| 《粟》 | | | |
| 租 粟 | 740余万石 | 折充絹布 (両京庫) | 300万石 |
| 江北納粟 | 520余万石 | 回充米豆 (尚食・諸司官厨料・京庫) | 300万石 |
| 地税 (義倉米) | 1240余万石 | 江淮廻造米 (官祿・諸司糧料) | 400万石 |
| | | 留当州 (官祿・通糧) | 500万石 |
| | | 諸道節度使 (軍糧・貯備当州倉) | 1000万 |
| | 小計 2500余万石 | | 小計 2500万 |
| 《布絹綿》 | | | |
| 調庸輸絹 | 740余万疋 | 入 西 京 | 1300万 |
| 調庸輸綿 | 185余万屯 | 入 東 京 | 100万 |
| 調庸輸布 | 1035余万端 | 諸道兵賜・和糴・ | |
| 江南折納租布 | 570余万端 | 遠小州便充官料・郵駅 | 1300万 |
| | 小計 2530余万 | | 小計 2700万 |
| 《錢》 | | | |
| 税錢 (戸税) | 200余万貫 | 諸道州官課料・市駅馬 | 140万貫 |
| | | 諸軍州和糴軍糧 | 60万貫 |
| | 小計 200余万貫 | | 小計 200万貫 |
| 総計 | 5230余万 | 総計 | 5400万 |

* 天宝中度支毎歳所入 (通典卷6) 税錢・地税・調庸・折租 5340余万疋屯貫
資課・勾剝 470余万
5700余万端疋屯貫

万石》となり、年平均約七億万斛(約四二〇〇万kl 一石:六〇一)の社会的総生産量があったことになる。これに対し、総人口数を約五三〇〇万人とすれば、《〇・〇二石(二日二升)×三六〇日×五三〇〇万=三八一六〇万石》となり、総食料分は約三億八〇〇〇万斛となる。これに総食料分の半額の総衣料分一億九〇〇〇万斛を加えると、社会的総生活手段量は五億七〇〇〇万斛となる。総生産量七億万斛に対する総必要生活手段量は五億七〇〇〇万斛となり、一億三〇〇〇万斛の社会的総剰余生産物が残る。衣料は家内手工業によって供給されることを勘案すれば、これ以上の剰余生産物が残ると見てよいだろう。そうして、この剰余生産物部分が国家財政の物質的基礎をなしたのである。

以上のほぼ七億万斛(貫)にのぼる総生産、あるいは総剰余生産物量に対し、天宝期の国家財政はどのような規模と特色とをもっているであろうか。『通典』卷六賦税下の記事をもとにして作成した表I「天宝年間財政収支概要」によって考えてみよう。⁽⁶⁾ 通常財政は、収支とも五四〇〇万であるが、これに資課・勾剝分四七〇万を加えると、財政規模はほぼ五七〇〇万から五八〇〇万となる。この場合、粟・絹・麻布・錢等の単位である石・疋・端・貫は等値されているが、それは、前掲『唐書』食貨志の記載から分かるように、平均的にみてこれらの単位が等値しうるものと観念されていたからである。したがって、斛だててにして総剰余生産物量一億三〇〇〇万斛に対比すれば四四・六%となり、国家による農民的剰余の捕捉率は約半分となる。また、これを総生産量に対比してみれば、天宝期の財政規模は約八%の規模となる。これは伝統的な十分の一税の観念にほぼ一致する。

表II 天宝八年天下貯蔵米 (通典卷12)

| | | | | | |
|------|------------|------------|------------|-------------------|-----------|
| 諸色食糧 | 北倉 | 661万6840石 | 和 糶 | 関内 | 50万9347石 |
| | 太倉 | 7万1270石 | | 河東 | 11万0229石 |
| | 含嘉倉 | 583万3400石 | | 河西 | 37万1750石 |
| | 太原倉 | 2万8140石 | | 隴右 | 14万8104石 |
| | 永豐倉 | 8万3720石 | | | |
| | 竜門倉 | 2万3250石 | | | |
| | 小計 | 1265万6620石 | | 小計 | 113万9430石 |
| | 正倉 | 義倉 | 常平倉 | 小計 (%) | |
| 関内道 | 182万1516石 | 594万6212石 | 37万3570石 | 814万1298石 (9.7) | |
| 河北道 | 182万1546石 | 1754万4600石 | 166万3778石 | 2102万9424石 (25.1) | |
| 河東道 | 358万9180石 | 730万9610石 | 53万5386石 | 1143万4176石 (13.6) | |
| 河西道 | 70万2065石 | 38万8403石 | (166,3778) | ————— (—) | |
| 隴右道 | 37万2780石 | 30万0034石 | 4万2850石 | 71万5664石 (0.9) | |
| 劔南道 | 22万3940石 | 179万7228石 | 7万0740石 | 209万1908石 (2.5) | |
| 河南道 | 582万5414石 | 1542万9763石 | 121万2464石 | 2246万7641石 (26.8) | |
| 淮南道 | 68万8252石 | 484万0872石 | 8万1152石 | 561万0276石 (6.7) | |
| 江南道 | 97万8825石 | 673万9270石 | 關 | ————— (—) | |
| 山南道 | 14万3882石 | 287万1668石 | 4万9190石 | 406万4740石 (4.8) | |
| 小計 | 1616万7400石 | 6317万7160石 | 460万2220石 | 8394万6780石 (100) | |

総計 9606万2220石

つぎに収入構成とその特色について見ることにしよう。収入は、①正税、②地税、③税銭の三部門によって構成されている。第一に指摘すべきは、正税(租・調・庸)からの収入が三七九〇万なのに対し、地税(義倉米)・税銭(戸税)からの収入があわせて一四四〇万(三七・五%)となっており、正税以外の収入がかなりの比重を占めていることである。これは、高宗・武則天期以降の傾向である。税銭の創設時期は明瞭ではないが、高宗永徽元年(六五〇)にはすでに存在しており、武則天長安元年(七〇二)一〇月の詔勅によって、王公以下一律に賦課されるようになったものである(『通典』卷六賦税下)。いま一つの義倉米は、隋代に創設された社倉に起源し、元来は州県に貯備して凶年に備えるべきものであったが、高宗・武則天期に經常財政の中にくみいられるようになったものである。これらのことは、収入面での律令財政の変容が七世紀後半に起こったものであることを明示している。第二は、経費にも共通することであるが、税銭部分を除いて現物による財政であったことである。これは、錢だてを基本とする両税法施行後の財政にも共通することであり、元和一五年(八二〇)以後、錢だて部分は現物納入へ転換する。錢だてによる財政運営を過大視するあまり、これを近世(資本主義)的な財政にまでもちあげて評価するのは危険である。

経費構成とその特色に目を移すことにしよう。経費を大まかに区分すると、①宮廷・祭祀費その他一七〇〇万(三一・五%)、②軍事費(養兵費を含む)一三〇〇万(二四・一%)、③官俸料(厨糧を含む)一二〇〇万(一二・二%)、④貯備(中央・地方)一二〇〇万(一二・二%)となつて¹⁰⁾いる。この経費構成の中で第一に注目すべきは、膨大な穀物

表III 天宝每歳兵馬軍用経費（『唐曆』）

| 節度使等 | 管兵 | 戎馬 | 衣賜(疋) | 軍糧(石) |
|---------|---------|--------|-----------|----------|
| 安西 | 2,4000 | 2700 | 62,0000 | |
| 北庭 | 2,0000 | 5000 | 48,0000 | |
| 河西 | 7,3000 | 1,9400 | 180,0000 | |
| 朔方 | 6,4000 | 1,4300 | 200,0000 | |
| 河東 | 6,6000 | 1,4000 | 126,0000 | 50,0000 |
| 范陽 | 9,6500 | 6500 | 80,0000 | 70,0000 |
| 平盧 | 3,7500 | 5500 | | |
| 隴右 | 7,0000 | 1,0900 | 250,0000 | |
| 劍南 | 3,5500 | 2000 | 80,0000 | 70,0000 |
| 嶺南五府經略使 | 1,5400 | | | |
| 長樂經略使 | 1500 | | | |
| 東萊守捉使 | 1000 | | | |
| 東牟守捉使 | 1000 | | | |
| 大凡 | 49,0000 | 8,0000 | 1020,0000 | 190,0000 |

表IV 天宝期每歳軍用経費（『通典』卷6）

| 節度使等 | 糴米粟 | 給衣 | 別支 | 軍食 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 朔方 | 80,0000 | 120,0000 | | |
| 河西 | 80,0000 | 100,0000 | | |
| 隴右 | 100,0000 | 150,0000 | | |
| 伊西北庭 | 8,0000 | 40,0000 | | |
| 安西 | 12,0000 | 30,0000 | | |
| 河東 | 40,0000 | 40,0000 | 50,0000 | 50,0000 |
| 群牧使 | 40,0000 | 50,0000 | | |
| 幽州 | | | 80,0000 | 70,0000 |
| 劍南 | | | 80,0000 | 70,0000 |
| 大凡 | 360,0000 | 530,0000 | 210,0000 | 190,0000 |

《1100万疋 190万石》

貯備量の存在である。各年度ごとに経費のほぼ二割が貯備され、その蓄積は表II「天宝八年天下貯藏米」から分かるように、九六〇〇万石に及ぶ規模となっている⁽¹¹⁾。これは、ほぼ二年分の財政に相当するものであり、前掲『唐書』食貨志の「三年の儲を余し、以て水旱凶災に備う」に対応するものとなっている。表IIが明示するように、貯備は地方に蓄積され、とりわけ当時の最先進地帯である河北・河南道に集中している。四〇〇万石におよぶ廻造米の運用によって江淮地域の財政的地位が高くなってきたことは事実であるが、この時期の財政の中心が山東地域にあったことは否めない⁽¹²⁾。こうした膨大な貯備は、華北旱地農法の不安定性（十年九旱）を財政的に克服すべくなされた保険的経費であり、収入と経費との収支均衡は単年度ごとに行われるというよりも、貯備の多年度にわたる運用を通じて最終的に達成されること⁽¹³⁾が予定されている。こうした膨大な保険的経費の蓄積によって社会的再生産が保証されているのである。最近、大津透氏は、トルファン文書の分析を通じて律令制時代の度支・金部による予算機能の実態を明らかにしたが、収支均衡を計るべき政府の予算機能もこうした前提にたつて理解されなければならない。

経費における第二の特色は、軍事費の急激な増大である。表III・表IVは、『資治通鑑』卷二二五天宝元年正月条所載『唐曆』および『通典』卷六賦税下の記載によって作成した天宝初年の軍事経費の細目である⁽¹⁴⁾。『通典』卷六によれば、この時期の毎年の軍事経費は「開元中より天宝に及ぶまで、辺境を開拓し、多く勲功を立つれば、毎歳の軍用日ごとに増す。その費は……大凡千二百六十万にして、賜賚の費はこれに与からず」と指摘されているが、その自注に「開元以前、毎歳辺

夷戎に用いるところ、二百万貫を過ぎず、自後経費日ごとに広く、以てここに至る」と注意をうながしている。これによれば、開元年間を通じて二〇〇万貫から一二六〇万貫へ、軍事経費がほぼ六・五倍に激増したことが分かる。その要因は、第一に開元末・天宝期の外征にあるが、第二に、より主要には従来の諸研究も言及するように、開元期に進行した府兵制から官健・団練を基軸とする新兵制への移行による養兵費の増大にあつたとみてよい。これについては後述する。

天宝期の財政は、一方における膨大な貯備の集積と他方における軍事費の激増という経費構成の劇的転換によって特色づけられるといつて過言ではない。そうして、この経費構成の変化は官僚層による不正規の収入拡大を呼び起こし、国家と農民との間に巨大な軋轢を生みだしていた。軍事経費の激増を指摘した後、「その時錢穀の司、ただ割剝にのみ務め、迴残・贖利・名目万端なり。府藏豊かなりと雖も、閭閻困しめり」と杜佑が述べるのは、膨大な蓄積と軍事経費激増による搾取の増大がひきおこした国家と農民との間の矛盾を的確に表現したものとみてよい。

武則天期から動きだし、開元・天宝期に構造転化を顕在化させ始めた財政は、安史の乱をきっかけに決定的な転換をなしとげる。同時代人杜佑は、この転換をつぎのようにまとめている。

論に曰く、昔我が国家の全盛なるや、歳ごとの恒賦を約計するに、錢穀布帛、五千余万あり。経費の外、常に羨余を積み、百姓の足らざるに遇えば、而ち毎月蠲恤あり。天宝の始より、辺境功多く、寵錫既に崇く、給用殊に広し。出納の職、支計屢しば空し。ここにおいて利を言うの臣、継進して導行し、割剝を務めとなし、毎

歳の入る所、数百万を増す。既にして隴右に青海の師あり、范陽に天門の役あり、朔方に布思の背叛し、劍南に羅鳳の憑陵するや、或いは全軍返らず、或いは城を連ねて陥つ。これに先んずるに師旅を以てし、これに因に荐饑を以てす。凶逆隙を承けて兵を構うれば、両京に藩籬の固なきは、蓋しこれ人事にして、豈に唯に天の時のみならんや。……（『通典』卷二二）

我われのつぎなる課題は。この転換の様相とそれをもたらしした社会的根拠とについて、より一層たचितた考察を加えることである。章を改めよう。

二 唐代中期財政から後期財政への変化

安史の乱をきっかけとして大きく転換した唐王朝の財政のありかたを、以下、①財政規模、②収入構成、③経費構成の順に見ていこう。表V—(a)は建中年間以後の財政総額を示す史料を一覧にしたものであり、表V—(b)はその収入・経費構成の概要をとりまとめたものである¹⁵⁾。二つの表を参照しながら、論述を進めていこう。

この時期の耕作面積については史料がないので、財政総額と国家の把握する戸数とを対比させて中期から後期への財政規模の変化をとらえてみよう。天宝期の総戸数を九〇〇万戸とすれば、中期の戸当たり平均財政負担は五八〇〇万／九〇〇万（戸当たり六・四斛）となる。これに対し、後期の総戸数を三五〇万戸とすれば、戸当たり平均財政負担は三六〇〇万／三五〇万（一〇・三斛）となる。財政総額は五八〇〇万から三六〇〇万へ減少したにもかかわらず、戸平均の財政負担はかなり増大していることがわかる。このような事態がいか

唐代後半期の中央財政—戸部財政を中心に—

なる理由によってもたらされたのか、我われは収入構成の変化に目をむけなければならない。

唐代後半期の財政収入は、表V—(b)から分かるように、①兩税、②専売、③その他によって構成されている。収入構成の変化の第一は、言うまでもなく建中元年（七八〇）になされた租調役・雜徭体系から兩税・職役体系への変化である。天宝期の租調役の戸平均負担額は、表Iによれば三七九〇万／九〇〇万（四・二斛）となる。これに対し、建中元年のそれは表V—(a)によって一三〇〇万／三〇〇万（四・三斛）であり、ほとんど変化がない。正税部分の変化については、剰余労働の収取量の変化には全く意味がなく、財政負担の側面からは国家と社会との間に矛盾が生じたとは言えない。むしろ収取の前提にある国家と農民との間の生産関係・土地所有関係の本質的变化に注目すべきであろう¹⁶⁾。

収入構成上、国家と社会との間に大きな転換をもたらしたのは、専売収入の創設である。先に指摘した中期から後期への財政負担増大が正税部分にないとすれば、残るのは専売部分である。千数百万貫におよぶ専売収入（表V—(b)参照）は、兩税収入に匹敵するものであった。唐代後半期における収奪増の基本的部分は、明らかに専売収取によるものである。塩の密売など、唐代後半期の社会問題の基本部分は、この専売制度とならんかのかわりをもって発生した¹⁷⁾。そうして、この専売を円滑に運営するために塩鉄使・度支使およびその巡院等の官司が新設または増設されたのである¹⁸⁾。

専売収入を基本部分として、この時期に財政負担が増大したのは何故か。経費構成の側面からいまま少し考えてみよう。建中二年（七八一）

表V—(a) 唐代後期財政總括表

| 建中以後兩稅課額 (通典卷6) | | | |
|------------------------|------------|------------------------|-----------------|
| 《錢》 | | ② 元和二年 (807年) (通鑑卷237) | |
| 外費 (留使・留州) | 2050余万貫 | 税戸 | 244万0254戸 |
| 京師 (上供) | 950余万貫 | 籍兵 | 83万人 |
| 3000余万貫 | | 税 | 3515万1228貫石 |
| ----- | | (兩稅・斛斗・塩利・茶利) | |
| 《穀》 | | ③ 開成二年 (837年) (冊府卷486) | |
| 外費 (留使・留州) | 400余万石 | 上 供 | 1200余万 (衣賜800万) |
| 京師 (上供) | 200余万貫 | 留使留州 | 2300余万 (兵士衣食) |
| 600余万貫 | | 一歲所入 | 3500余万 |
| 總計 3600万貫石 | | | |
| ① 建中元年 (780年) (通鑑卷226) | | ④ 大中七年 (853年) (通鑑卷249) | |
| 税戸 | 308万5076戸 | 租税 | 550万 |
| 籍兵 | 76万8000人 | 酒税 | 82万 |
| 税錢 | 1089万8000緡 | 塩利 | 278万 |
| 穀 | 215万7000石 | 河湟平以後每歲所入 | 925万 |
| 1305万5000緡石 | | | |
| (塩利含まず) | | | |

表V—(b) 唐代後期財政概要

| 《収 入》 3600万貫石 | 《経 費》 |
|------------------------|------------|
| ① 兩 税 | ① 養 兵 費 |
| 税 錢 1089,8000余貫 (建中元年) | ② 軍 事 費 |
| 斛 斗 215,7000余石 (建中元年) | ③ 京官俸錢禄米 |
| ② 塩 利 900万貫 (貞元中) | ④ 外官俸錢禄米 |
| 塩鉄使 約700万貫 (元和以後) | |
| 度支 (塩池) 100万貫 (太和三年定額) | ⑤ 祭祀・宮廷費 |
| ③ 權 酒 156万貫 (太和中) | ⑥ 賞 賜 |
| ④ 鑄 錢 15万貫 (長慶元年) | ⑦ 和 糴 |
| ⑤ 税 茶 | ⑧ そ の 他 |
| ⑥ そ の 他 (抽貫錢等) | |
| 《正税と専売》 | 《軍事と祭祀と官俸》 |

の上疏で沈既済はこう述べている。

臣嘗て天下の財を計るに、耗散の大なるものは、唯だ二事のみ。

最多なるものは兵資、次多なるものは官俸なり。その余の雑費は、

十に二事の一に当たらず。(『冊府元龜』卷四七四)

これによれば、唐代後半期の経費は、①軍事(養兵)費、②官俸、

③その他によって構成され、前二者がほぼ九〇%を占めていたことがわかる。陸贄も「経費の大なるもの、その流に三あり。軍食一なり。軍衣二なり。内外官月俸及び諸色資課三なり」(『陸宣公集』卷二)均

節賦税恤百姓六条」と同様の見方を示している。これらのうち、②官俸、③その他の経費が急激に増大した形跡はなく、専売収入によって

うめあわすべき経費の増加は①軍事(養兵)費にあつたとみるべきであろう。軍事費がどのような規模であつたのか正確な数字は残されていないが、貞元元年(七八五)の度支の上奏によると、「京師の経費、

及び関内外の征討士馬、月ごとに米塩五十三万石・錢六十万貫・草三百八十三万捆を須う。春冬の衣賜、元日冬至の立仗の賜物は、その中に在らず……」(『冊府元龜』卷四八四)とあり、度支使が直接に管轄

した軍事経費は、中央の経費を含んで年間約一三五〇万貫石以上に及んだことが分かる。また、この当時諸道の軍隊が道境をこえて出動した場合、その軍事費は度支が供給し、これを食出界糧と呼んだが、建

中四年(七八三)には一月一三〇万貫にのぼつたと言われる。¹⁹⁾この一年間、食出界糧だけで一千万貫を突破したことが充分に予想される。

食出界糧は予測不可能な軍事経費であり、しかもそれは慢性的内乱状態の中でかなり大きな部分を占めた。更に、これらは度支の中央財政経費であり、ここには留使・留州などの地方に存留される経費(約二

唐代後半期の中央財政―戸部財政を中心に―

三〇〇万貫石 表V―(a)③参照)は含まれていない。この留使・留州

などの地方経費は、その圧倒的大部分が官俸と養兵費を中心とする軍事経費であり、²⁰⁾これらをあわせれば、軍事経費が膨大な規模にのぼつたことを推測しえるであろう。天宝期に一三〇〇万に達した軍事経費

は、後期にはいってなお激増しつづけたのであり、この増加分が主として専売収入によって補填されたのである。

軍事費のひきつづく増大が後期財政経費の第一の特色であるとすれば、第二に指摘すべきは、貯備の圧倒的減少である。貞元一三年(七

九七)の判度支蘇弁の上奏によると、貞元八年(七九二)以前までに地方の道州府で蓄積された穀物の現存貯備額は、三八〇万石であつたとされる。²¹⁾これは、財政規模の一割に過ぎない。また中央段階におい

ても、順宗永貞元年(八〇五)における太倉の現在貯備量は八〇万石、東渭橋(北)倉のそれは四五万石で、合計一二五万石に過ぎず、²²⁾前掲天宝期の六七〇万石に比して隔世の感がある。この貯備部分の減少が

軍事経費の増加に起因するものであることはいうまでもない。

したがって、収入と経費との均衡は、天宝期のように貯備による最終的均衡維持方式は積極的にはとりえず、むしろ複数の財政官司の併存とそれらの相互補填によって達成されることとなった。その第一は

皇帝の財庫である内庫(大盈庫、瓊林庫)である。内庫については室永芳三・中村裕一氏に専論があるが、²³⁾憲宗の元和年間(八〇六―八二〇)における内庫からの軍事費補填は膨大な額にのぼっている。その

第二は、会昌五年(八四五)に設置された備辺庫(のち延資庫)である。延資庫は、この時期に隆盛となった南方の異民族との戦争に備えるために設置されたもので、当初、度支・戸部からそれぞれ支出され

た一二万貫匹、計二四万貫匹と各地の節度使から進奉される助軍錢物をもつて経費とした。⁽²⁴⁾懿宗の咸通年間（八六〇—八七四）にあつても広い倉庫に錢帛が山のごとく積まれていたと伝えられている。⁽²⁵⁾そして第三は、戸部別庫の設立である。これについては後述しよう。このように、唐代後期の財政は、度支を中心に四つの官司と財庫の運用と相互補完を通じて、収支均衡を達成したのであり、かなり流動的な財政に転換していったと言える。

天宝期から後期への財政の変化は、一戸当たりの財政負担の顕著な増加によって特徴づけられた。それは軍事費のひきつづく増加によつてもたらされたものであり、その結果、専売制の導入や貯備の激減がおこり、いくつかの新しい性格をもつ財政官司の設立をうながした。唐代後期財政の特質を基本的に規定している軍事経費の引き続き増加が何によって必然化されたのか、その社会的根拠を我われは明らかにしなければならぬ。

軍事経費の増大の原因の一端は、言うまでもなく安史の乱以後うちつづいた内乱状態による戦費の増加にある。しかしながら、軍事費は宋代にはいつても傾向的に増大しつづけるのであり、⁽²⁶⁾根本原因はむしろ社会的なものであるに違いない。軍事費増大の内容は、戦費の増加よりむしろ養兵費の増加にあつた。それは、府兵制から官健・団練を基軸とする募兵制への転換によつてもたらされたものである。⁽²⁷⁾この点について『資治通鑑』卷二二二開元一〇年（七二二）条及び胡三省注は、次のごとく指摘している。

これより先、縁辺の成兵、常に六十万あり。張説、時に疆寇なきを以て、奏して二十余万を罷め、農に還えらしむ。……上これに

従う。初め諸衛の府兵、成丁より従軍し、六十にして免ぜらる。その家又た雑徭を免ぜられず。浸やく以て貧弱となり、逃亡して略ぼ尽く。百姓これに苦しむ。張説、壯士を召募して宿衛に充てんことを請い、色役を問わず、^{ゆるや}優かにこれが制をなさば、逋逃せる者必ずや争い出でて募に応ぜんことを建議す。上これに従う。旬日にして精兵十三万を得、諸衛に分隸し、更番上下せしむ。兵農の分、これ従り始まる。（胡注：史、養兵の弊、張説に始まるを言うなり。）

開元一〇年に始まる兵士と農民との分離を養兵・軍事費増大の主因と見る司馬光・胡三省の見解は正鵠を射ている。時代は少し下るが、同じ『資治通鑑』卷二七四後唐莊宗・同光三年（九二五）条に、
帝、軍儲足らざるを以て、群臣に謀る。豆廬革以下、皆計をなすことを知るなし。吏部尚書李琪上疏して以為えらく、古は入るを量りて出づるを為め、農を計りて兵を発す。故に水旱の災あると雖も、而れども匱乏の憂いなし。近代は農に税して兵を養えば、未だ農富給にして兵足らず、農捐瘠して兵豊飽なるものあらず。今縦い未だ租税を蠲省すること能わざるも、苟しくも折納紐配の法を除けば、農も亦た以て少しく休むべし、と。帝、即ち有司に勅して琪の言の如くせしむ。然れども竟に行うこと能わず。

とあり、兵士と農民との間の租税を媒介とする分業関係の上に国家財政がなりたっていることをしめしている。また、『宋史』卷一九四兵志八「廩祿之制」の冒頭には、「農を為す者は租税を出だして兵を養い、兵を為す者は征守を事として民を衛る。その勢然るなり」と、より端的に兵農分業の成立を記している。府兵制時代には、軍府州に属する

農民が府兵となつて折衝府に所属し、基本装備や糧食は兵士たる農民が負担した。それ故に開元以前の軍事費は二〇〇万貫ですんだのである。張説の建議以後、募兵制が整えられてゆき、かれら兵士の装備はもとより、その生活手段まで国家財政によつて負担されなければならなくなつたのである。⁽²⁸⁾ 司馬光・胡三省の指摘は当たつていふと言わねばならない。

では何故、兵農分業がこの時期に必然化したのか。従来の研究は、開元期以降の新兵制への変化の原因について、張説の建議にも見られるように、府兵の負担過重、とりわけ雑徭負担の過重を指摘してきた。これは、一応納得のゆく見解である。しかし何故この時期に兵役・雑徭負担が過重となつてきたのか、より一層たちいった説明が要るよう思われる。私は、当時の官僚たちが気づかなかつた、いま一つの要因をより根本的な根拠としてここで指摘したく思う。それはまた、両税法の創設とも通底するものである。

すでに明らかにしたことであるが、軍府州の集中する華北では、六世紀以来、農業生産力の注目すべき発展がみられた。その内容は、夏作物の収穫後におこなわれる秋耕の定着と二年三作方式の出現による農耕方式の発展である。その結果、農民の労働が通年化するとともに、農民と占有地との関係がより緊密化し事実上の私的土地所有を実現するまでになつた。⁽²⁹⁾ この事実上の私的土地所有のうえにたつて、均田・租調役体系から両税・職役体系への画期的転換がなされる。と同時に、農業労働の通年化と集約化とは、府兵を担う農民に対し兵役・雑徭負担を一層困難ならしめたにちがいない。雑徭・色役は錢物による代納が可能であり、現実に代納化と雇役化がこの時期に進展していた。し

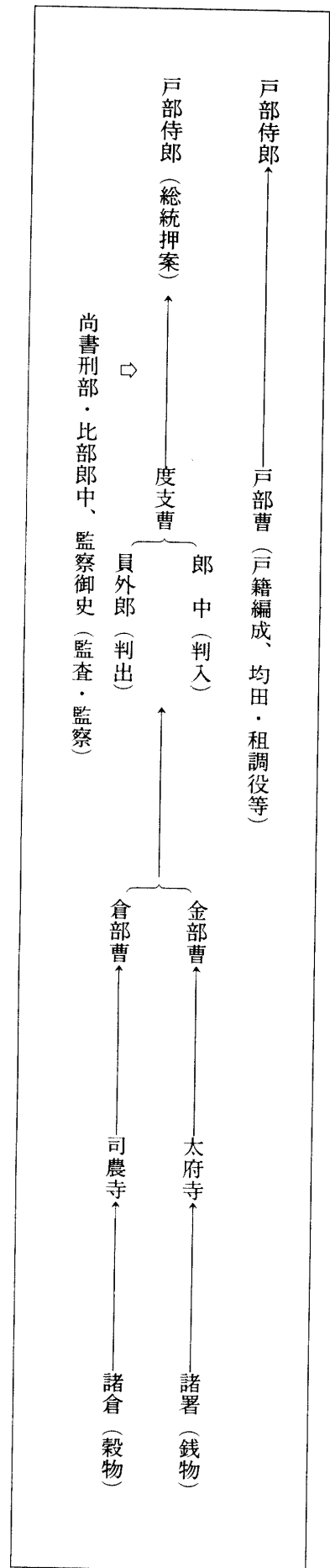
かしながら、兵役はその性質上から言つても代替不可能であり、府兵負担はより一層過重感を増したであろうし、極端な場合には逃亡・客戸化を招いたものと考えられる。要するに、この時期における農業生産力の発展とそれに基づく農民の事実上の私的土地所有の実現が、一方で税制を転換させるとともに、他方で農業と兵士との分業を必然化させ、新しい社会編成を生み出していったのである。

では、兵農分業、両税法の成立、ひきつづく軍事費の増大のなかで、唐代後半期の中央財政は具体的にどのような特色をもつて運営されていたのか。以下、章を改め、これまでその実態が知られていなかった戸部（曹）に注目しつつ考察することにしよう。

三 唐代後半期の中央財政—戸部財政を中心に—

唐代後半期の中央財政は、塩鉄使・戸部・度支の三司を中心に運営された。唐代中期から後期にかけての変化のうち、これまでよく知られてきたのは、戸部尚書—司農寺・太府寺体制による財務行政から、塩鉄使・戸部（曹）・度支使の三司による分掌体制への転換である。礪波護氏の研究はその水準を示すものである。⁽³⁰⁾ ただ同氏の研究は、塩鉄使・度支使を中心に貴族制社会の解体を展望する政治社会的視角より展開したものであり、経済史的観点からはなお究明すべき論点が残り残っている。特に戸部（曹）の実態とその財務活動については、清木場東氏に言及があるのを除いて、従来よりほとんど研究されていないと言つてよい。以下、戸部財政の実態研究を基軸にしなが、唐代後半期の中央財政の特質を明らかにしていきたい。

(1) 開元・天宝年間の財務運営制度



唐代後半期の中央財政の特質を明らかにする前提として、先ず律令制下の中央における財務運営制度について概観しておこう。律令制下の財政を主管したのは、周知のとおり尚書省の戸部である。尚書戸部には、長官として戸部尚書(一人)、次官として戸部侍郎(二人)があり、①戸部、②度支、③金部、④倉部の四曹(部局)を統括した。各曹にはそれぞれ郎中、員外郎、主事があり、流外の令吏などを率いて任務を遂行した。彼らの任務は、財務にかかわる行政上の起案と決裁であり、実際上の財物の出納・調備は司農寺・太府寺とその管轄下にある諸署・諸倉が担当した。それらの統括関係を『大唐六典』卷三戸部尚書等によって図示すれば右図のとおりである。³¹⁾

この図から、戸部曹が尚書戸部の筆頭部局として財務行政の前提となるべき戸籍編審などの業務をおこない、具体的財務活動は度支曹を中心に執行されたことが分かる。したがって、安史の乱後に財政問題が逼迫すると、財務運営は度支曹の権限拡大をともなうて、集中的に執行されるようになる。この間の事情を杜佑はつぎのように述べている。

建中三年(七八二)正月、戸部侍郎判度支杜佑奏すらく、天宝以前、戸部の事繁し。所以に郎中・員外、各おの二人判署す。兵興りて自り以後、戸部の事簡にして、度支の事繁きも、唯だ郎中・員外各一人のみ。請うらくは郎中・員外各一人を回輟して度支案を分判せしめ、天下の兵革すでにして息めば、本曹に卻帰せんことを、と。勅を奉じたるに、依れ、とあり。(『通典』卷二三職官五戸部尚書条)

また、この時期のこととして『唐会要』卷五九度支使条もつぎのように記している。

貞元の初、度支杜佑、錢穀の務を譲り、李巽を引きて自に代らしむ。是より先き、度支、制用費を惜しめるを以て、漸やく百司の職を権り、広く吏員を置き、繁にして理め難し。佑始めて奏し、營繕はこれを將作に帰し、木炭はこれを司農に帰し、染練はこれを少府に歸さしむ。綱条頗る整い、公議これを多とす。

これらによって、安史の反乱以後、度支曹に事務が集中しだし、両税法創設から貞元初年にいたる七八〇年代前半の時期にそれが頂点に

達し、杜佑の発案によって、いま一度整理が開始されるようになったことが分かる。このような趨勢の中で、両税法創設によって戸部曹の職務は決定的な壊滅状態に追い込まれたと思われる。律令の規定による戸部曹の職務は、大まかに言って①十道からの貢賦管理、②戸籍編成、③均田・賦役、④税錢（戸税）管理などであり、³²両税法創設は、このうち律令制時代の財政収入の基幹ともいべき③・④の職務を不必要にしてしまったからである。戸部曹の職務は再編成されねばならないし、その時期は杜佑の発案によって今や現実のものとなりつつあった。

(2) 戸部財政の成立

唐代後期における戸部（曹）財政は、貞元四年（七八八）に新たな基盤を獲得し、成立したと言える。この事情は、同年二月に出された詔勅をめぐる三つの史料によって知ることができる。基本となる史料は『冊府元龜』卷五〇六邦計部俸禄二の記事である。

二月。詔すらく、中外給用の除陌、及び闕官の俸・外官の一分職田・停額内官俸、及び刺史執刀・司馬軍事等の錢を以て、寶參をしてこれを専掌せしめ、以て京の文武官の俸料に給せ、と。……初め除陌錢は度支に隸す。帝以えらく、度支に自ら兩税及び塩鉄・榷酒の錢物有り、以て經費に充つ。この錢は宜しく別に貯え、京官の俸料に給するの余、以て他用に備うべし、と。これ自り戸部の別庫に、歳ごとに錢物を貯うること、僅んど三百萬貫あり。京師の俸料、費やす所は五十萬貫を過ぎず。其れ京兆の雜物を和糶するの価、及び度支が給せる諸軍の冬衣に闕あれば、悉ごとく是の錢を以てこれに充つ。他用の外、嘗に貯うること僅んど二百萬

唐代後半期の中央財政—戸部財政を中心に—

貫あり。国計これに頼る。

同じ事柄を『唐会要』卷五八戸部侍郎条はこう伝えている。

貞元四年二月、上、度支に自ら兩税及び塩鉄・榷酒の錢物有り、以て經費に充つるを以て、遂に除陌錢及び闕官の料、并に外官の闕官の職田及び減員官の諸料を収めしめ、戸部侍郎寶參をして専掌せしめ、以て京の文武官員の料錢及び百司の紙筆等の用に給せしむ。今に至までこれを行う。

更に、『唐書』卷五五食貨志五はつぎのごとく記している。

李泌、度支に兩税錢有り、塩鉄使に筥榷錢有り、以て經費に擬すべきを以て、中外の給用、貫毎に二十を墊して、戸部除陌錢と号し、復た闕官の俸料・職田錢の戸部に積めるもの有るを、戸部別貯錢と号し、御史中丞をしてこれを専掌せしむ。

三つの史料のうち、前二者は同系統の史料である。これらの史料は現実の詔勅をそのままひきうつしたのではなく、とりわけ『冊府元龜』は、後年の事態をも含めてまとめあげたものである。たとえば、度支が塩鉄使所管の錢物をも統括するようになるのは、元和二年（八〇七）のことである。³³この点から言えば、度支と塩鉄使との区別を明確にしている『唐書』の記述のほうが貞元四年二月段階の現実をより反映している。³⁴『冊府元龜』と『唐会要』とは、戸部財政の基幹的收入ともいべき戸部除陌錢が度支から移管されたこの時点を戸部財政の成立ととらえ、後年の事態をもとりまとめて記したものと考えられる。ただ、そこでは貞元九年（七九三）に創設され、戸部財政の第三部門を成した税茶収入については言及していない（後述）。ともあれ三つの史料の関係について言えば、『唐書』が戸部財政の原基形態を示し、『冊

『府元龜』と『唐会要』とが戸部財政成立後の全体像を表すものとみてよい。つまり戸部財政は、宰相李泌の提言によって成立したものであり、度支・塩鉄使がそれぞれ両税・専売からなる独自の財源を有するのに対し、戸部除陌錢と戸部別貯錢とを独自の財源とするものであった。⁽³⁵⁾

では、何故に戸部財政がこの時期に成立したのか。実は戸部財政成立にかかわるもう一つの史料がある。『資治通鑑』卷二三三貞元四年正月条とそれに関する『考異』卷一九の記事にこうある。

李泌奏すらく、京官の俸、太だ薄し。請うらくは、三師より以下、悉くその俸を倍さんことを、と。〔考異〕実録に、(四年二月)辛巳(二日)、詔して中外給用の除陌錢を以て、文武官の俸料に給せしむ。これより京官益ます重く、頗る優裕たり。初め除陌錢は度支に隸す。ここに至りて戸部別庫にこれを貯えしめ、俸に給するの余は、以て它用に備えしむ、とあり。

司馬光は、戸部財政の成立を京官の俸料錢改訂にかかわらせて理解し、その提案者を李泌と特定しているのである。戸部財政の成立は中央官僚たる京官の俸料錢改訂を直接的契機とするものであり、ともに李泌の提案によるものなのであった。安史の乱後、軍事費優先のため安定的に支給されなかつた京官の俸料を確保することが、代宗大暦年間(七六六―七七九)の主要な政治課題の一つとなっていた。つまり戸部財政の成立は、経費の側面からの要請にともなう措置であり、年総額六一万六八五五貫におよぶ京官俸料錢³⁶⁾の安定的確保をめざして設立されたものと言える。かくして財政の内容から見れば、塩鉄・度支・戸部三司の財務分掌制、換言すれば唐代後期中央財政は、貞元四年二月

の戸部財政の成立によって基本的に確立したといえよう。

では、制度的にはどのようなようになっていたのであろうか。史料が残されていないため、ここでは判戸部(曹)の動向を中心に考えてみよう。管見の限りでいえば、史乗最初の例は、建中二年(七八一)十一月に江淮転運使・度支郎中の杜佑が判度支・戸部事に任命された事例である(『旧唐書』卷一二德宗本紀上)。恐らくこの時期に前後して判戸部の任命はあったものと考えられるが、財政上の実務は、前節で見たように度支に集中していたのであり、戸部の制度的独立はなお不十分であったと思われる。杜佑が度支と戸部を兼判していることが如実にそれを示している。つぎに判戸部の例が現れるのは、貞元二年(七八六)正月に宰相崔造が判戸部・工部となった事例である。⁽³⁷⁾この場合は財務官僚の進出を快く思わなかつた崔造が財政権を宰相のもとにとりもどすため、他の宰臣とともに尚書六部を分判したものであり、その対象は尚書戸部である。しかしこの時、同時に元琇が判諸道塩鉄榷酒、吉中孚が判度支兩税となっており、事実上は判戸部曹とみなしうるであろう。この後、貞元一三年(七九七)二月に兵部郎中王召(紹)が判戸部となり(『旧唐書』卷二三德宗本紀下)、元和二年(八〇七)八月に宰相武元衡が判戸部事となった例がある(『旧唐書』卷一四憲宗本紀上)。武元衡の場合、『冊府元龜』卷三三二出鎮条の元和二年一〇月の詔勅によれば、「兼判戸部侍郎事」となっている。このように宰相が兼判する場合は、尚書戸部もしくは戸部侍郎として戸部曹の指揮をとったと考えられる。かくして、元和初期まで、判戸部の事例は散見するにすぎず、制度的にも安定していなかつたかの如くである。しかし、やがて元和六年(八一二)二月、李絳が戸部侍郎判本司となって以後、

唐末にいたるまで連綿と事例が見られるようになる。この李絳の事例について、「判本司とは、戸部の職事を判するなり。唐は中世より以後、戸部侍郎に判度支となるもの或り。故に判戸部を以て判本司となす。これ二十四司の司なり」と、胡三省が始めて判戸部曹の注解をするのは（『資治通鑑』卷三三八）、彼が判戸部の実質的成立をこの時期とみなしていたからなほかならない。⁽³⁸⁾ おりしも元和六年四月には、戸部の上奏によって戸部巡官二人が設置され、下部機構が整備される（『唐会要』卷五八戸部侍郎条・『唐書』卷四六・百官志戸部条）。そうして元和一三年（八一八）には、中書門下の上奏によって、戸部・度支・塩鉄三司それぞれに、正月一日から二月三〇日までを會計年度として、各自の収入・経費を中書門下に報告することが義務づけられるようになる。⁽³⁹⁾ ここに名実ともに戸部・度支・塩鉄の三司からなる中央財政機構が確立する。と同時に宰相府への統括が始まり、三司使成立への道が開かれるのである。唐代後期中央財政は、戸部財政の成立を基軸として貞元期にその実質を確立し、つづく元和期にその制度的整備がはかられたといつてよいだろう。

京官の俸料金を安定的に供給するために成立した戸部財政ではあったが、その財務活動は前掲史料が述べるようになり多面的なものであった。以下、節を改め、戸部財政・管掌業務の特色を度支財政と対比しつつ述べることにしよう。

(4) 度支財政と戸部財政

三司のうち塩鉄使の財務は、専売事業・収入を管掌するにすぎず、事業の元本を差し引いた粗収入は度支に統括され、度支の中央財政を構成した。⁽⁴⁰⁾ したがって唐代後半期の財政は、基本的には度支・塩鉄財

唐代後半期の中央財政—戸部財政を中心に—

政と戸部財政とに二分されると言つてよい。そこで先ず度支財政から概観することにしよう。

表VI「度支財政概要」は、度支財政の内容をいくつかの史料をもとにとりまとめたものである。時期的に一致しないものもあり、その点では不正確であるが、概略を把握することはできよう。⁽⁴¹⁾ 度支中央財政の収入は、①両税・榷酒錢物および②両税斛斗の中央上供分と専売収入を本体とし、③その他度支抽貫錢等によって構成される。両税上供額と専売収入額は定額化されており、その額は國家總収入の三分の一にあたる一二〇〇万貫石であった。経費は、①軍事費、②京官俸禄、③宮廷・祭祀費、④中央諸官司運営費によって構成されている。その中では、軍事費が太宗をなしたが、すでに言及したように、とりわけ食出界糧は可変量として変転常ならぬ経費部分を構成し、他の諸経費を圧迫し続けた。そのため、度支中央財政は收支均衡を失うことが多く、憲宗期に典型的に見られた内庫からの軍事経費補助など、他の財政官司や地方経費からの補填を必須とした。⁽⁴²⁾ 全体的に言えば、収入面では両税上供分と専売を基本収入とし、経費面では軍事費と官俸・官庁運営費を基本経費とするものであり、唐代後期中央財政の基幹を構成している。のみならず、度支は、両税収取の全体を制度上統括しており、地方財政たる留使・留州部分についても一定の指導権限をもっていた。⁽⁴³⁾ 財政活動を通じて社会と直接対峙しているのはこの度支財政であり、基幹的財政官司とみなしうる。この度支中央財政に対し、京官俸料金の安定的供給をめざして設立されたのが戸部財政であった。

表VII「戸部財政概要」は、前掲三史料を中心にとりまとめた戸部財政の内容である。これらの内容については、清木場東氏に言及がある

表VI 度支財政概要

| 《収 入》計1200万貫石 | | 《経 費》 | |
|---------------|--------|-------------------|--------|
| ①上供銭物 | 950余万貫 | ①軍 事 費 | |
| ・両税・榷酒銭 | | (a)辺 軍 費 | 600万貫石 |
| ・専売収入 | | ・辺鎮軍糧費 | 100万石 |
| | | ・辺軍養兵費・装備費 | 500万貫石 |
| | | ・その他 | |
| ②上供斛斗 | 200余万石 | (b)畿内諸鎮軍糧 | 60万貫 |
| | | (c)食出界糧 | 可変部分 |
| | | (d)地方軍養兵費補填 | |
| ③その他（度支抽貫銭等） | | ②京官禄米 | 70万石 |
| | | ③宮廷・祭祀費 | 50万匹 |
| | | ④宮中・諸司使燃料・飼料等 | 100万貫 |
| | | ⑤中央諸司糧料 | 36万貫 |
| | | ⑥その他（延資庫送納分担、和糶等） | |

京都府立大学学術報告「人文」第四十号

表VII 戸部財政概要

| 《収 入》 | | 《経 費》 | |
|----------------|-------|------------------|--------------|
| ①戸部除陌銭 | | ①京官俸料銭 | 61,6855貫404文 |
| 貞元中 | 120万貫 | ②度支軍事経費補填 | |
| 長慶以後 | 480万貫 | ③和糶貯備軍用（長慶年間以後） | |
| ②戸部別貯銭 | | ④水旱災害用貯備 | |
| (a)關官俸料銭 | | ⑤地方官課料補填（京畿周辺諸道） | |
| (b)外官抽一分職田（銭） | | ⑥諸司諸色本銭（抽貫五文銭充当） | |
| (c)内外減員（停）官俸料銭 | | ⑦諸州病坊元本 | |
| (d)刺史執刀・司馬軍事銭 | | ⑧中央官司行政費（紙筆） | |
| (e)その他（無名） | | ⑨京兆府経費補填 | |
| ③税茶（榷茶） | 50万貫 | ⑩その他（延資庫送納分担） | |

のを除いて、これまでもあまり知られていないことが多い。以下、主要なものに説明を加えながら戸部財政の特色を考へることによしう。

先ず、収入から考へることによしう。前掲『冊府元龜』によれば、成立当初の戸部の財政総収支額は、年三〇〇万貫程度であった。また、当初の戸部の収入は、李泌の提案にあるとおり戸部除陌銭と戸部別貯銭とに区別される。このうち収入の基幹をなしたのは戸部除陌銭である。除陌銭とは、国家による国家内部および民間への支払いにかかわる部面で、支払い時に銭一貫につ

き二〇文の天引きを行うものであり、抽貫銭とも呼ばれる。⁽⁴⁵⁾ 除陌二〇文銭の存在は、天宝期から知られているが、貞元四年に度支所管から戸部所管となり、元和九年(八〇九)より二五文、ついで長慶元年(八二二)以降八〇文に改訂される。⁽⁴⁶⁾ したがって戸部除陌銭は当初より四倍にふくれあがったわけで、戸部の財政総額も貞元期当初の規模に比して長慶期以降のそれはかなり大きなものとなっていたはずである。裴延齡の上奏文によると、「天下の毎年の出入銭物は、新陳相い因り、常に六七千万貫を減」(『旧唐書』卷一三五本伝) じなかった、といわれる。国家財政による年総出納額をこれによって六〇〇〇万貫とすれば、貞元期当初の戸部除陌銭総額は年一二〇万貫、元和九年期は一五〇万貫、長慶期以降のそれは四八〇万貫となる。これに戸部別貯銭系と税金の収入を加えると、長慶期以降の戸部の財政総額は六〇〇万貫から七〇〇万貫程度、つまり当初の倍にふくれあがっていたものと考えられるのである。

収入の第二部門とも言うべき戸部別貯銭系の収入は、空きポストや定員減となって浮いた官僚の俸給のうちの銭だて部分と地方官の手当て、及び地方官の俸給の一部分を構成する職田銭の三分の一の天引きからなっている。⁽⁴⁷⁾ したがって、戸部財政の収入は、社会からの直接収取ではなく、各官司・官僚の収入とりわけ度支財政からの再配分によって構成されたものと言える。換言すれば、度支―塩鉄使が兩税・専売をつうじて社会から剰余生産物を収取したのに対し、戸部財政は度支が捕捉した剰余生産物からの再配分部分を財源にしたのである。収入部面において社会との関係をほとんどたないのが戸部財政の特色である。

戸部の収入の第三部門をなすのは、税金(榷茶)からの収入である。税金は、貞元九年の塩鉄使張滂の上奏によって成立したもので、当初より戸部が収管し、その額は施行当初四、五〇万貫であった。⁽⁴⁸⁾ のち文宗太和九年(八三五)に改変があり、開成五年(八四〇)九月の詔勅によって、翌会昌元年から塩鉄使へ所管がえされ、唐末に至る。⁽⁴⁹⁾ 茶専売収入は、直接農民と関係をもつ点で、戸部財源としては異例であるが、成立当初より地方の水旱災害用貯備にあてられた一種の目的税であった。目的がどの程度達成されたかわからないが、農民の社会的再生産にかかわるものとして注目すべきものである。

戸部の財政総額は前述のとおり、当初三〇〇万貫、長慶期以降六〇〇万貫から七〇〇万貫程度であった。これは、国家財政総収入の一割から二割に相当する。さらに言えば、戸部財政は主として中央に転送して戸部別庫に蓄えられるものであり、⁽⁵⁰⁾ この点から見れば、度支中央財政(上供分)約一二〇〇万貫の三割から五割に相当する規模をもっていたことが分かる。「国計これに頼る」(前掲『冊府元龜』)と言われたのも無理はない。

経費に移ろう。前掲『冊府元龜』によれば、戸部の経費は主用と他用とに区別されていた。主用は、言うまでもなく六〇万貫余りの京官の俸料銭である。他用として、『冊府元龜』は度支軍事経費補填と京兆府域に対する和糴の経費支出をあげている。和糴について言えば、表VIII「和糴・折糴表」からわかるように、長慶四年(八二四)以後、京兆府域のみならず、度支に替わって戸部が全般的に主管するようになっていた。恐らくは、長慶元年の二五文より八〇文への除陌銭改訂によって戸部財政が飛躍的に増大したため、度支から戸部へ主管がえ

表VIII 和糶・折糶表（「冊府元龜」卷502）

| 年 月 | 主 管 | 記 事 |
|-----------|-----|---|
| 大曆8年 11月 | 度 支 | 江淮転運30万石米価并脚価充関内和糶 |
| 9年 5月 | 度 支 | 度支70万貫・転運使50万貫和糶 |
| 興元元年 閏11月 | 度 支 | 淮南・浙東・浙西 和糶30~50万石 |
| 貞元2年 10月 | 度 支 | 京兆・河南・河中・同・華・陝・虢・晋・絳・鄭・坊・丹・延等州府，折糶粟麦，所在儲積，以備軍食。自是每歳行之，以贍軍国。 |
| 2年 11月 | 度 支 | 京兆明年兩税22万4千貫，度支17万6千貫，收糶50万石。 |
| 3年 閏5月 | 度 支 | 河南・河中・同・華・陝・虢・晋・絳・鄭・坊・丹・延等州府夏税30万貫，折糶粟，增価和糶，以実辺儲，凡積米33万石。 |
| 8年 10月 | 度 支 | 今年和糶百万数内，宜減30万。 |
| 16年 10月 | 度 支 | 諸州和糶貯粟凡160万石。 |
| 元和7年 7月 | 度 支 | 折糶同・華等八州府37万石・京兆25万石（戸部補填）。 |
| 8年 9月 | 度 支 | 勒停京西・京兆和糶使。 |
| 長慶元年 3月 | 度 支 | 宜令戸部応給百官俸料，其中一半合給疋段者，廻給官中所糶，每斗折錢50文，至冬糶粟，填納太倉。 |
| 4年 7月 | 戸 部 | 関内・関東折糶150万石，用備饑歉。 |
| 宝曆元年 8月 | 戸 部 | 兩畿・鳳州……河中・陝州・河陽等道，共和糶折糶聚200万石，以大稔故也。 |
| 4年 8月 | 戸 部 | 河東・振武，博糶米12万石，搬送靈武収貯。 |
| 元年 12月 | 戸 部 | 内出綾絹30万匹，付戸部充和糶。 |
| 大和4年 7月 | 戸 部 | 請和糶100万石。 |
| 開成元年 10月 | 戸 部 | 詔令戸部，差官京西・東都・河中，共糶粟60万石，各於当 |
| 3年 9月 | 戸 部 | 処収貯，以備水旱。 |
| 咸通7年 8月 | 戸 部 | 委戸部，自此捩人，深須峻法，稍循前弊，必罪所司。 |

京都府立大学学術報告「人文」第四十号

されたものと考えられる。白居易も指摘するとおり、和糶・折糶は、低額ないしは無償による強制買い上げとして、京兆府域に限らず、農民に対して深刻な影響をあたえたものである⁽⁵²⁾。先に述べたように、元和六年（八一）四月以後、戸部の下部機構として巡官二人が設置されていたが、杜牧は趙元方が戸部和糶巡官に任命されたことを伝えており（『樊川文集』卷一九「趙元方除戸部和糶巡官……等制」）、和糶が戸部財政の中でかなり大きい位置を占めていたことを知ることができ、他用としては、この他に災害用の貯備や病坊の運転資金など農民の社会的再生産にかかわる経費をも支出している⁽⁵³⁾。唐代中期にあっては、地方における膨大な貯備をつうじて達成されていた保険的経費は、後期においては戸部財政によって具体的に担われたのである。

戸部財政の収支は注目すべき特色をもっている。それは、収入項目と経費項目とが目的別に対応していることである。京官俸料を戸部除陌錢でまかなうために戸部財政が成立した経緯からして当然とも言えるが、この他、元和九年の増整除陌五文錢は食利（公廩）本錢に充当するために設定されたものであり、また、災害用貯備として税金・関官俸料・抽一分職田・関官職田禄米が設定されていた。これらのことがら、目的別に設定されることによって戸部財政がもともと収支均衡を前提に運営されるべく設置されたことを示している。むしろ、こうした収支均衡のうえに、成立当初で二百万貫に及ぶ貯備をさらに拡大し、伸縮きわまりない度支財政を支援するところに戸部財政の機能があったといえる。貞元一九年（八〇三）六月、飢饉のさなかにおいて京兆府の経費補填をめざしてなされた給事中許孟容の上疏は、この度支財政と戸部財政との関係をみごとに道破している。

……戸部が収掌する所の錢は、度支の歲計に非ず。本より緩急の別用に防そなうるなり。今この歉旱に、直ちに一百余万貫を支い、京兆の百姓の一年の差科に代うれば、実に陛下の巍巍たる睿謀にして、天下の鼓舞歌揚する者なり。……(『唐会要』卷五四給事中条)

そうして、最も重要なのは戸部財政が一つの側面として災害用貯備、即ち保険的経費のために設定されていることである。その実効性がどれほどのものであったかは分からないが、律令制以来の伝統をひきつぐ中央財政官司たる戸部が農民の社会的再生産にかかわるといふそのイデオロギー的装置としての機能は、常に三年の財政的貯備を達成することが、古代以来の伝統的觀念であった中国にあっては、唐朝国家の支配の正当性を喧伝するものとしてかなりの有効性をもったはずである。

戸部(曹)は、以上の財政運営のほか、それにかかわる重要な業務をも管掌していた。第一に指摘すべきは、戸籍の編成である。これは律令制期の業務をそのままひきつぐものである。ただ、天宝期以後、戸口調査は正確になされておらず、貞元四年(七八八)正月の徳宗の詔や元和一五年(八二〇)正月の穆宗の即位勅においてもこのことが指摘され、両税収取の前提として三年に一度編定すべきことがうたわれている。⁽⁵⁴⁾ つぎの敬宗長慶四年(八二四)三月の制勅には、

三月、制して曰く、自今已後、州府が申する所の戸帳及び墾田の頃畝は、宜しく見徴の税案に拠りて定となし、省に申したるの後、戸部類会し、単数を具して聞奏すべし、と。仍りて勅して五年に一たび税を定めしむ。(『冊府元龜』卷四八八)

とあり、五年ごとの編審に変わったことが分かるが、以後この方式は

唐代後半期の中央財政―戸部財政を中心に―

唐代を通じて踏襲された。⁽⁵⁵⁾ 度支財政の基幹財源たる両税収取は、戸部による戸籍編審をつうじて達成されたのである。

第二に指摘すべきは、常平義倉の統括である。常平義倉については、船越泰次氏に専論があり、⁽⁵⁶⁾ その実態を知ることができる。常平義倉は、災害に備えて州県において穀物を貯備する制度であり、各州の録事参军が主管した。この録事参军からの報告を受けて、中央で統括・指導するのが戸部の役割である。⁽⁵⁷⁾ 前述の経費構成から言っても、戸部が常平義倉を中央段階で統括・指導するのは自然である。

最後に指摘すべきは、山南西道・劍南東川・劍南西川の所謂三川の塩鉄・転運業務を戸部が管掌していたことである。塩鉄使と度支使とが東南江淮地域と西北地域とに分けて専売・転運業務を分掌していたことは周知のことであるが、戸部による三川地域の分掌については従来より指摘のなかったことである。よく知られている史料であるが、『唐会要』卷八七転運塩鉄総序につきのごとくある。

(貞元)八年(七九二)、詔すらく、東南の両税財賦、河南・江淮・嶺南・山南東道より、渭橋に至まで、戸部侍郎張滂を以てこれを主らしめ、河東・劍南・山南西道は戸部尚書度支使班宏を以てこれを主らしめよ、と。今、戸部が領する所の三川の塩鉄・転運は、これより始まるなり。

ここに今とあるのは、大中七年(八五三)一〇月に崔鉉が『続会要』四〇巻を撰進した時期とみなしてよいであろう。⁽⁵⁸⁾ 貞元八年の詔勅が機となつて、度支使が領した河東・劍南・山南西道の塩鉄・転運業務の中の三川地域が、この後のある時期に戸部へ移管されたものと考えられる。⁽⁵⁹⁾ 三川地域の専売・転運業務にかかわる度支と戸部との分掌の

ありかたが如何なるものであったか、今後具体的に究明すべき課題となろう。ともかくもこの記事によって、貞元四年の戸部除陌錢設置以後、貞元年間をつうじて戸部の財政・管掌業務が急速に整備されていったことが分かる。⁽⁶⁰⁾

以上、度支財政との対比のもとに戸部財政の実態を概観してきた。戸部財政は、貞元四年の成立からして度支財政と緊密な関連のもとに整備されてきたものであった。度支が収入・経費の両面において国家財政の基幹部門を運営するものであるとすれば、戸部財政は、度支―塩鉄使が収取した剰余生産物の再配分部分を財源とし、経費面では農民の社会的再生産を保証するなど、度支財政が覆いきれない財政的諸局面を援助し、また二〇〇万貫におよぶとされる常貯によって中央財政の收支均衡をなしている、第二の財政府として存在していたのである。

おわりに

以上の考察をふりかえりつつ、中央財政を基軸として見た唐代後半期の財政の全体的特色を明らかにし、宋代への展望を提示して一応のしめくくりをすることにしよう。

唐代後半期の中央財政は、主として四つの官司とそのもとにある財庫とによって多元的に運営されていた。それらは、①度支・塩鉄使―左藏庫、②戸部―戸部別庫、③延資庫使―延資庫、④皇帝(宦官)―内庫である。基幹的財政府は度支であり、戸部が第二の財政府として度支を補い、この二つの官司の活動をつうじて国家財政が運営された。延資庫は、軍事費の膨張によって財政破綻をきたさぬよう、度支・戸部よりの供出によって運営される軍事経費専用の子備的特殊財庫であ

り、自立した財政基盤をもっていなかった。内庫は、度支からの供出と地方の藩鎮などからの貢献・進奉によって構成される皇帝の家政機関であるが、度支財政の補填をたびたび行うなど、中央財政の均衡維持に大きな役割を果たした。要するに、唐代後半期の中央財政は度支財政を中心に運営され、その円滑な活動を維持するために他の財務機関が時どきの情勢のなかで創設されたり、援助を行ったのである。以下、これらの財政機関の相互関係を中心に唐代後半期の財政上の時期区分を試みて、宋代への展望を示してみたい。

唐代後半期の財政の推移は、三期に区分しうる。第一期は、前史ともいべき開元・天宝期から大暦一四年(七七九)までである。玄宗期には瓊林・大盈庫が設置されて内庫が膨大化し、安史の乱直後の至徳元年(七五六)には、国家財政が内庫によって統括されるようになった。⁽⁶¹⁾内庫による国庫統括の時代である。

第二期は、建中元年(七八〇)から崔鉉が『続会要』四〇巻を撰進した大中七年(八五三)をひとくぎりとする大中末年(八五九)までである。大暦一四年には、国家財政が再び度支―左藏庫に帰し、国庫と内庫が分離する。⁽⁶²⁾翌建中元年には両税法が成立し、毎年の政府歳入額が三六〇〇万貫石、その内中央への上供部分が一二〇〇万貫として定額化され、財政の基盤が確立した。更に貞元四年(七八八)には第二の財政府たる戸部財政が成立し、度支・塩鉄使・戸部の三司による財政運営が軌道にのりはじめた。元和一三年(八一八)には、三司による中書門下への財政報告制度が成立し、名実備わった三司の分掌制が確立する。この体制は、少なくとも大中年間までは円滑に維持された。

唐代後期の財政経費は、軍事費と官俸とで九〇%をしめた。とりわけ、最大時百万人にのぼる兵士の給与はこの時期の財政を圧迫しつつ、大きな政治課題をなした。度支財政が逼迫した時は、戸部財政によって補填され、さらには内庫からの援助が期待された。内庫による財政補填が最も頻繁に行われたのは憲宗期であり、第二期の最盛期をなす。また、軍事経費のなかで辺境における経費を独自に調備するために設置されたのが備辺庫である。会昌五年（八四五）の創設時は度支郎中がこれを主管したが、大中三年（八四九）の延資庫への改名後、翌四年からは宰相の一人がこれを主管することになった。財源は度支と戸部からの供出と諸道からの助軍錢によって構成されたが、独自の財政基盤をもたなかったため、とくに戸部との間に除陌錢の配分をめぐって緊張関係が続いた。大中十二年（八五八）以後、戸部からの滞納がめだちはじめ、咸通五年（八六四）から同八年までの間、緊張は頂点に達した。⁶³それは戸部財政の暗転期を示唆している。

第三期は、咸通期（八六〇～八七四）から唐滅亡（九〇七）までである。あいつぐ内乱のなかで咸通中期以後は租賦の大半が上供されず、国庫は空竭に帰したといわれる。⁶⁴光啓元年（八八五）には、度支は京畿・同・華・鳳翔等数州の租税にたよるだけとなり、国家財政は完全に破綻する。⁶⁵この時期にいたっても、度支・塩鉄・戸部三司は多くの史料に散見し、その存在が確かめられるが、国家財政は内庫に貢献される財源によって、かろうじて運営されるだけであった。

第三期における唐朝財政の崩壊は、財政の運営体制がもつ独自の内部的矛盾によって破綻したというよりは、咸通期以後の諸反乱とそれともなう漕運の不振という外在的要因によってもたらされたもので

唐代後半期の中央財政—戸部財政を中心に—

あった。したがって、第二期の財務運営体制は、宋代に入っても基本的には継承される。五代に入って、三司の宰相府への統括は一層進んだらしく、租庸使などの設置をうけて、後唐明宗の長興元年（九三〇）には三司使が成立し、度支・塩鉄・戸部の三司はその部局として統一的に運営される。⁶⁶以後、北宋の元豊の官制改革にいたるまで、三司使—左藏庫、皇帝—内藏庫体制が国家財政の基幹となるのである。⁶⁷

開元・天宝期より唐末に至るまで、唐王朝の財政運営・制度は如上の変遷を遂げた。この変遷を貫き、それを必然化したものは何であったか。それは、養兵費を中心とする軍事経費の傾向的増大によってもたらされたものであった。軍事経費の増大は、決してうちつづく内乱状態によってのみもたらされたものではない。それを必然化したものは、この時期における農民の事実上の私的土地所有の実現を基礎過程として形成された、農民と兵士との分業関係の成立であり、新たな社会編成の出現であった。これ以後、近世社会を通じて農民の中から概ね百万人の專業兵士が分離し、農民的剰余の一定部分によって養われることになったのである。新しい社会編成は、新しい財務運営を要求する。貞元・元和期すなわち八・九世紀の交替期こそ、新しい財務運営の成立期であり、宋代以後の国家財政の骨格を定立した注目すべき時代なのであった。

註

- (1) 日野氏の財政史にかかわる諸研究は、『日野開三郎東洋史学論集』第三、四巻「唐代両税法の研究・前篇、本篇」(三一書房 一九八一、二年)にとりまとめられている。その他の研究については、行論のなかで紹介しよう。
- (2) 鞠氏『唐代財政史』(商務印書館 一九四〇年 中島敏訳 国書出版 一九

四四年)

D. C. Twitchett: *Financial Administration under the Tang Dynasty.* (Cambridge, 1963 second edition 1970) のほか同氏には「唐末の藩鎮と中央財政」、『史学雑誌』第七四編第四号 一九六五年) がある。

(3) トキチエツト氏は、前掲注(2) 著書で唐代財政史の時期区分をおこない、第一期(六一八―七二〇)、第二期(七二〇―七五五年)、第三期(七五六年―唐末)に区分する(九七―一二三頁)。本稿でいう中期は第二期に、後期は第三期に相当する。ここでは、特に区別しないかぎり、中期・後期をあわせておおまかに後半期として概括しておく。

(4) 一日二升の食料については、『大唐六典』卷一九太倉署条に「給公糧者。皆承尚書省符」とあり、その下に「丁男日給米二升・塩二勺五撮。妻妾老男小則減之」と注釈がある。これを基準にしたものであろう。

(5) 『唐書』食貨志の記述の典拠をなす『漢書』卷二四食貨志上の李悝の「尽地力之教」には、

今一夫挾五口。治田百畝。歲取畝一石半。為粟百五十石。除十一之稅十五石。余百三十五石。食。人月一石半。五人終歲為粟九十石。余有四十五石。石三十。為錢千三百五十。除社閭嘗新春秋之祠。用錢三百。余千五十。衣。人率用錢三百。五人終歲用千五百。不足四百五十。不幸疾病死喪之費。及上賦斂。又未与此。……

とあり、食料と衣料とは九対五とみなされている。

(6) 天寶期の財政分析については、浜口重国氏『唐の玄宗期における江淮上供米と地税との関係』、『史学雑誌』第四五編第一・二号 一九二四年 のち『秦漢隋唐史の研究』下巻 東京大学出版会 一九六六年)、および清水場東氏「唐天寶中の財政収支」(久留米大学『産業經濟研究』第二七卷第四号 一九八七年)、同氏「唐律令制度時代の財政支出——穀類の中央支出」(『産業經濟研究』第二七卷第二号 一九八六年)をも参照。

(7) 拙稿「仁孝——二七世紀中国における一イデオロギー形態と国家」(『史林』第六一巻第二号 一九七八年) 参照。

(8) 戸部侍郎が垂拱四年(六八八)に一名から二名に増員され、神龍元年(七〇五)に一名に戻った後、翌二年以後唐末まで二名体制をとるようになるの

は、武則天期を境に財政問題が重要になってきたことを示している(『通典』卷二三職官五 戸部尚書、『唐会要』卷五八戸部侍郎)。

(9) 例えば『韓昌黎先生集』第四〇「論變塩法事宜狀」に、

臣今通計。所在百姓。貧多富少。除城郭外。有見錢糶塩者。十無二三。多用雜物及米穀博易。塩商利歸於己。無物不取……。

とあり、都市以外ではほとんど貨幣の流通がなかったことを指摘している。元和十六年以後、兩税のすべてが布帛・穀物など現物徴集に変えられるが(『唐会要』卷八四租稅下 元和一五年八月中書門下奏文)、それはこの間の事情を明快に指示するものである。なお、歴史的な評価を異にするが、松井秀一氏「裴垍の税制改革について」(『史学雑誌』第七六編第七号 一九六七)をも参照。

(10) 經費構成の算出は次のようにしておこなった。①宮廷費その他は、兩京庫へ送納する折充絹布三〇〇万、入兩京布絹綿一四〇〇万、計一七〇〇万である。この中からもかなりの額が貯備へ回ったものと考えられる。②軍事費は次に言及する表III・IVの天寶期の毎年の軍事經費約一三〇〇万を採用する。総經費五四〇〇万から以上二項目を差し引くと、残りは二四〇〇万となる。残る二四〇〇万のうち、貯備当州倉八一〇万(諸道節度使一〇〇〇万のうち軍糧分は表III・IVによって一九〇万であることが分かるから、残る八一〇万が貯備当州倉となる)だけが④の貯備の項目になるが、表IIによると、正租・和糶から正倉・常平倉へもかなり貯備されているから、収入の地税(義倉米)分約一二〇〇万を貯備総額とみなし、残る一二〇〇万を③官俸(回充米豆三〇〇万、廻造米四〇〇万、留当州五〇〇万、諸道州官課料一四〇万、計一三四〇万)がこの項目に相当するが、このなかには京庫、通糧、市廐馬など貯備や軍事費にまわるものがあった)と考えた。

(11) 『通典』卷二六職官八太府卿条に、
凡天下倉廩。和糶者為常平倉。正租為正倉。地子為義倉。(原注：天寶八年通計天下倉糧屯収并和糶等見數。凡一億九千六百六万二千二百二十石。)

とあり、現在高ははるかにふえる。

(12) これについては、前掲注(2) トキチエツト氏論文を参照。

(13) 大津氏「唐律令国家の予算について——儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符試釈——」(『史学雑誌』第九十五編第一二号 一九八六年)

(14) 前掲注(6) 清水場氏「唐天宝中の財政収支」にも言及がある。

(15) 表(a)「建中以後兩稅課額」については、前掲注(1) 日野氏「東洋史学論集」第四卷「四 楊炎の兩税法における税額の問題」をも参照。

表(b)の数値の出典は以下の通り。収入①兩稅(『資治通鑑』卷二二六建中元年条)、②塩利九〇〇万貫(『通典』卷一〇食貨塩鉄原注)、塩鉄使七〇〇万貫(『唐会要』卷八七転運塩鉄総叙)、度支塩池一〇〇万貫(『唐会要』卷八八塩鉄使)、③權酒(『唐書』卷五四食貨志四)、⑤鑄錢(『資治通鑑』卷二四二長慶元年条)、各資料について参照されたい。

(16) 拙著『中国古代社会論』(青木書店 一九八六年)第七章「小結——中国古代農村の社会構成」参照。

(17) 塩専売についての近年の研究として、妹尾達彦氏に「唐代塩専売法の規定内容とその効力——塩商への特權付与を中心に——」(『三田村博士古稀記念東洋史論叢』(『立命館文学』第一八一—四二二号)一九八〇年)、「唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能」(『史学雑誌』第九一編第二号 一九八二年)、「唐代河東池塩の生産と流通——河東塩税機関の立地と機能——」(『史林』第六五卷第六号 一九八二年)がある。専売の他、地方官による不正規の収奪があり、羨余錢物として内庫に進奉されることがあって大きな社会問題をなしたが、ここでとりあげる次元の問題ではないので捨象する。

(18) 度支・塩鉄使の巡院については、高橋継男氏に一連の研究があるが、さしあたり「唐代後半期に於ける度支使・塩鉄転運使系巡院の設置について」(『集刊東洋学』第三〇号 一九七三年)、「唐代後半期における巡院の地方行政監察業務について」(『星博士退官記念中国史論集』一九七八年)参照。なお、前掲注(17) 妹尾論文をも参照。

(19) 『旧唐書』卷一二德宗本紀下建中四年六月条に、
凡諸道之軍出境。仰給於度支。謂之食出界糧。月費百三十万貫。判度支趙贊巧法聚斂。終不能給。
とあり、同書德宗本紀下建中三年四月にも、

唐代後半期の中央財政—戸部財政を中心に—

判度支杜佑曰。今諸道用兵。月費度支錢百余万貫。若獲五百万貫。纔可支給數月。

と見え、この時期の度支軍事経費が食出界糧だけで一千万貫以上に達したことを示している。また、円仁の記述によれば、会昌三年(八四三)の劉從簡の反乱にさいしては、五万の兵が動員され、毎日二〇万貫の軍事費を要したといわれる(『入唐求法巡礼行記』卷四会昌三年九月一三日条)。軍事費が如何に膨大であったかを示して興味深い。

(20) 『冊府元龜』卷四八六戸籍条に、
開成二年正月。戸部侍郎判度支王彦威進所撰供軍圖。其表略曰。……長慶戸口凡三百三十五万。而兵額又約九十九万。通計三戸資奉一兵。今計天下租賦。一歲所入。總不過三千五百余万。而上供之數。三之一焉。三分之中。二給衣賜。自留州使兵士衣食之外。其余四十万衆。仰給度支。

(21) 『冊府元龜』卷五一二誣調に、
貞元十三年三月。(蘇)弁奏。諸道州府。各遭旱損。其諸州府有貞元八年已前。見貯米麥斛斗三百八十万石。請各委州府借貸。今秋成熟後。依本數却納。可之。輿議以其米麥等。多散在百姓間。歲月已久。人戸流亡。無從徵得。弁此奏。但為虛妄耳。

九年以後四年間の貯備について記載はないが、現貯の穀物でさえすでに民間に貸借されて徴収不能になっているのであり、当時の貯備の現状を知りうるであろう。

(22) 『旧唐書』卷一四順宗本紀貞元二年(永貞元年)七月条に、
甲子。度支使杜佑奏。太倉見米八十万石。貯來十五年。東渭橋米四十万石。支諸軍。皆不悅。
とある。また、太和九年(八三五)正月甲戌の中書門下の奏文によると、太倉の現在高は二百六十万八千五百四十四石あり、同年七月乙巳の戸部尚書判度支王播の奏文に、

東渭橋每年北倉收貯漕運糶米一萬石。以備水旱。今累年計貯三十萬石。請以今年所運者換之。……(以上『冊府元龜』卷四八四経費)
とあり、後年にはかなり貯備量はふえるが、兩倉あわせて約三百万石に過ぎ

- ない。なお東渭橋倉については、愛宕元氏「唐代渭橋と東渭橋倉」（京都大学教養部『人文』第三二集 一九八六年）、太倉については、礪波護氏「隋唐時代の太倉と含嘉倉」（『東方学報』京都五三冊 一九八〇年）を参照。
- (23) 室永氏「唐末内庫の存在形態について」（『史淵』第一〇一輯 一九六九年）、中村氏「唐代内蔵庫の変容——進奉を中心に——」（『待兼山論叢』卷三一 一九七一年）
- (24) 『資治通鑑』卷一四八会昌五年九月条に、
李德裕請置備辺庫。令戸部歳入錢帛十二万緡匹。度支塩鉄歳入錢帛十二万緡匹。明年減其三分之一。凡諸道所進助軍錢財貨皆入焉。以度支郎中判之。
- (25) 『唐語林』卷二に、
懿宗嘗行経延資庫。見広廈錢帛山積。問左右。誰爲庫。侍臣对曰。宰相李德裕以天下每歳度支備用之余。尽実於此。辺庭有急。支備無乏。
- (26) 一例を挙げれば、蔡襄『蔡忠惠公文集』卷一八「論兵十事」によると、治平元年（一〇六四）頃の総支出一億三九万九千九百四十九貫匹石束のうち軍事経費は六九五万四千五百〇二貫匹石束（約七〇％）を占めている。当時、禁軍は六万三三三九人、廂軍が四万八千九百三十三人おり、禁軍一人につき養兵費年五〇貫、廂軍のそれは三〇貫であり、養兵費総計は四九三万二千七百四〇貫となる。七千万貫の軍事経費のうち養兵費が約五千万貫（七〇％）を占めている。唐代以降、傾向的に軍事経費・養兵費が膨張していることが分かるであろう。
- (27) 募兵制への転換が何時から始まるかについては、礪波護氏「兩税法制定以前における客戶の税負担」（『東方学報』京都四三冊 一九七二年）のち『唐代政治社会史研究』同朋社 一九八六年）を参照。古典的研究としては、浜口重国「府兵制度より新兵制へ」（『史学雑誌』第四一編第一一、一二号 一九三〇年）のち『秦漢隋唐史の研究』上巻 東京大学出版会 一九六六年）があり、移行の外的要因として、①一般綱紀の頹廢、②富室・姦猾の避役、③均田法の崩壊、④軍鎮の発生増加を挙げる。内在的要因にはふれられていない。
- (28) 官健（健兒）と団練兵とは給与の内容がことなっている。例えば、『唐会

要』卷七八諸使雜録上に、

大曆十二年（七七七）五月十日。中書門下伏奏。……兵士量險隘召募。謂之健兒。給春冬衣。并家口糧。当上百姓。名曰団練。春秋婦。冬夏追集。日給一身糧及醬菜。

(29) 前掲注(16) 拙著『中国古代社会論』第六章「唐宋变革期における農業構造の発展と下級官人層」参照。

(30) 礪波氏「三司使の成立について——唐宋の変革と使職——」（『史林』第四四卷第四号 一九六一年）のち前掲注(27) 著書収載

(31) その他、『唐会要』卷五八戸部侍郎条に、
蘇氏駁曰。故事。度支案。郎中判入。員外郎判出。侍郎総統押案而已。とあるのを参照。

(32) 『大唐六典』卷三戸部尚書条参照。

(33) 『唐会要』卷八七転運塩鉄総叙条に、
元和二年三月。以李巽代之。……又奏。江淮河南峽内兗鄆嶺南塩法監院。去年收塩価緡錢七百二十七万。比旧法張其估二千七百八十余万。非実数也。今請以其数。除爲煮塩之外。付度支取其数。塩鉄使煮塩利繫度支。自此始也。

(34) 『冊府元龜』卷四九一蠲復三に、
初建中末。国家多難。諸道咸加詔（案加詔誤倒）將士。赴国難。兩税外。別徵資糧以給之。及復京師。悉罷歸農。去歳。宰相李泌請自貞元二年已後。追取其資糧。納於戸部。謂之諸道減將士錢。乃遣度支員外郎元友直。巡州府搜察之。既而稅輸錢米百余万。人力殫竭。殆不堪命。使臣多懇訴。帝濡然而悟。特詔免之。

と見える。この詔書がくだされ、「諸道減將士錢」が廃止されたのは貞元四年九月（『冊府元龜』同卷同条）のことである。李泌の上請により、貞元二年以後、「諸道減將士錢」約百万貫が戸部の財源となっていたことが分かる。貞元四年二月初、有力な戸部財源であった「諸道減將士錢」も、三つの史料からは除外されているのである。『唐書』もまた正確とは言えない。

また、当初の戸部財源のうち刺史執刀錢は貞元九年に王綸の上奏によって廃止され、代わって軍事資糧が戸部収管となっている。『冊府元龜』卷四八四

経費条に、

九年五月。福建觀察使福州刺史王栩奏。諸州並設軍額。防虞役使。更置執刀。甚為煩費。……制曰。可。其資糧。二年後。令戶部。准停減例取管。諸州府執刀。亦宜省罷。其資糧。委戶部徵收。

この資糧は、「諸道減將士錢」の資糧とは別のものであろう。

(35) 戸部財政—京官俸料の意志決定過程はつぎのとおりであらう。①貞元三年六月宰相李泌提言(『唐会要』卷九一内外官料錢上条)、同年一月二八日勅許、②貞元四年正月、①にもとづき中書門下奏文、京文武官・京兆府県官三〇七七員・六一万六八五貫四〇四文の改訂案提示、勅許(『冊府元龜』卷五〇六俸禄二)、③同二月二日詔勅、除陌錢による京官俸料給付。『冊府元龜』卷五〇六俸禄二によれば、中書門下奏文は貞元三年一月二八日の勅許によつたことが明記されており、李泌の提言はこの前後にもう一度あつたものと考えられる。

(36) 『冊府元龜』卷五〇六俸禄二に具体的改訂案が各官ごとに提示され、総計六一万六八五貫四〇四文が指示されている。長文なので掲載を割愛する。同じ『冊府元龜』に京師の俸料が五〇万貫であるとするのは、京兆府県官のそれを省いたからであらう。なお、この京官俸料問題と戸部とのかわりについては、清木場東氏「隋唐俸禄制の研究Ⅳ——俸料篇2」(『産業経済研究』第二七卷第一号 一九八六年)、「隋唐俸禄制の研究Ⅴ——唐兩税法時代の禄・禄制篇3」(『産業経済研究』第二七卷第三号 一九八六年)にも分析がある。

(37) 『資治通鑑』卷三三二貞元二年正月条に、
(崔)造久在江外。疾錢穀諸使罔上之弊。奏罷水陸運使・度支巡院・江淮轉運使等。諸道租賦。悉委觀察使・刺史。遣官部送詣京師。令宰相・分判尚書六曹。齊映判兵部。李勉判刑部。劉滋判吏部・礼部。造判戶部・工部。又以戶部侍郎元琇判諸道塩鉄榷酒。吉中孚判度支兩稅。

(38) 『資治通鑑』卷二四九大中一〇年(八五六)九月条の戸部侍郎判戶部劉顥について、胡三省は次のごとく注解している。

唐自中世以後。天下財賦。皆屬戶部・度支・塩鉄。率以它官分判。戶部侍郎判戶部。乃得知戶部一司錢貨穀帛出入之事。

唐代後半期の中央財政—戸部財政を中心に—

要を得た記述と云うべきである。

(39) 『唐会要』卷五八戸部侍郎条に、

十三年十月。中書門下奏。戸部度支塩鉄三司錢物。皆繫国用。至於給納。事合分明。比來因循。都不剖析。歲終會計。無以準繩。蓋緣根本未有綱条。所以名數易為盈縮。伏請起自今以後。每年終。各令具本司每年正月一日至十二月三十日所入錢數。及所用數。分為兩狀。入来年二月内聞奏。併牒中書門下。……戸部出納。亦約此為例。条制既定。亦絕隱欺。如可施行。望為常典。從之。

(40) 注(33)参照。更に具体的には、『冊府元龜』卷四九二山沢一条に、

(元和)四年二月。塩鉄轉運使李巽奏。江淮河南河内兗鄆嶺南塩法監院。元和三年。糶塩都合收餉錢七百二十七万八千六百六十貫。比量未改已前。旧塩利。總約時餉四倍。加拾計成虚錢一千七百八十一万五千八百七貫。貞元二年。收糶塩虚錢六百五十九万六千貫。永貞元年。收糶塩虚錢七百五十三万一百貫。元和元年。收糶塩虚錢一千一百二十八万貫。二年。收糶塩虚錢一千三百五十七万三千三百貫。三年。收糶塩虚錢一千七百八十一万五千一百貫。謹具累年糶塩比類錢數。具所收錢。除准旧例充塩本外。伏請付度支取管。從之。

(41) 表VI所掲數値の出典は以下のとおり。

先ず収入の①②については、表V(a)上供を参照。③その他としては、戸部内庫からの補填の他、会昌の廢仏に際して廢棄された銅像が度支に収管されることもあつた(『唐会要』卷四九雜録会昌五年七月中書門下奏文)。

次に経費①(a)辺軍費六〇〇万貫石については、『陸宣公翰苑集』卷一九「論縁辺守備事宜狀」に、

……朝廷莫之省察。惟務徵發益師。無裨備禦之功。重増供億之弊。閭井日耗。徵求日繁。以編戶傾家破産之資。兼有司權塩稅酒之利。綜其所入半以事辺。制用若斯。可謂財匱於兵衆矣。

とある。状況からみて度支上供分一二〇〇万貫石の半分と考へるべきである。このうちの辺鎮軍糧費については、『陸宣公翰苑集』卷一八「請減京東水運取脚餉於沿州鎮儲蓄軍糧事宜狀」に、

今陛下広徴甲兵。分守城鎮。除所在宮田稅畝自供之外。仰給於度支者。

尚八九万人。……総計貯備粟一百三十五万石。是十一万二千五百人一年之糧。来秋若遇順成。又可更致百余万石。……

と見える。残る約五百万貫石は養兵費・裝備費等を含むと考えられる。

①(b)畿内諸鎮軍糧については、『冊府元龜』卷四八四経費条に、

(開成元年)二月。度支奏。毎年供諸司并畿内諸鎮軍糧等。計粟麦一百六十余万石。約以錢九十六万六千余貫糶之。……今請度支糶錢五十万貫。送京兆府。充百姓一年兩稅。勅二十三県代繕輸粟八十万石・小麦二十万石。充度支諸色軍糧。則開成三年以後。似每歲放百姓一半稅錢。又省度支錢一十萬貫。

とあり、一六〇余万石のうち一〇〇万石(約六〇万貫)が畿内諸鎮軍糧、残る六〇万石(約三六万貫)が中央諸司糧料(供諸司糧)であったことが分かる。

①(c)食出界糧については、本文第二章参照。

①(d)地方軍養兵費補填については、前掲注(20)『冊府元龜』卷四八六王彦威『供軍圖』に、九九万の総兵額のうち四〇万の地方軍が度支経費によって給養されたことを指摘している。四〇万の兵士の中一〇万近くが辺州の鎮兵であったから、残る三〇万が内地の鎮兵であろう。具体的数値は知りえないが、かなりの額にのぼったことは明らかである。

②京官禄米については、『通典』卷三五職田公廩田条原注に、

自大曆以来。國中匱竭。時物騰貴。内官不給。乃減外官職田三分之一。以給京官俸。每歲通計文武正員外官。及内侍省閑廐五坊南北衙宿衛并教坊内人家糧等。凡七十万石。

禄米以外のものも混じっているが、概数は得られよう。この禄米が戸部財政成立後も度支の負担するところであったことは、次の例から分かる。『唐会要』卷九〇縁封雜記に、

貞元七年十二月勅。郡主孁授檢校四品京官。戸部毎月給料錢三十貫文。度支給禄粟百二十石。県主孁授檢校五品京官。戸部毎月給料錢一十貫文。度支給禄粟一百石。

京官の俸料錢は戸部、禄米は度支によって分担支給されたのである。

③宮廷・祭祀費については、今のところその具体的実態を知りえないが、

例えば建中元年(七八〇)に国庫と内庫とが完全分離された時、年額三〇〇万石が国庫から内庫へ支出されることとなった(後掲注61『資治通鑑』および前掲注23中村論文参照)。この三〇〇万石は度支からの宮廷費の中核を構成するものとみてよい。また、『陸宣公翰苑集』卷二「冬至大礼大赦制(貞元元年十一月)」に、

輦轂之下。四方会同。供億既多。難為準定。急賦繁役。人何以堪。宜令京兆尹。与度支計会。長安・万年兩県。每季各先支貯備錢五千貫文。於庫庫收納。定清幹官專知。應縁卒須別索。及雜供擬。并工匠等。県令与專知官。先付給餽錢。季終之後。申度支堪会。……

とあり、毎年四万貫が京兆府に給付され、宮中の需要を充たしていたことがわかる。また、『唐会要』卷二九追賞条に、

(貞元)四年九月二日勅。正月晦日・三月三日・九月九日。前件三節日。宜任文武百僚。挾地追賞為樂。每節宰相以下及常參官。共賜錢五百貫。翰林学士。共賜錢一百貫。……各省諸道奏事官。共賜錢一百貫。委度支。每節前五日。准此數支付。仍從本年九月九日起給。永為定制。

とあるように、節日には百官に賞賜が下された。宮廷費は主として内庫から充たされたと思われる。

④宮中・諸司燃料費については、『陸宣公翰苑集』卷二「論裴延齡姦書」に、

度支應給宮内及諸司使蕪藁薪炭等。除稅草之外。余並市供。所用既多。恒須貯備。……臣愚以謂。若斯之流。不過歲費國家百万緡錢。……

⑤中央諸司糧料については、①(b)畿内諸鎮軍糧条参照。

⑥その他の延資庫経費分担、和糶については、戸部に関連して述べる。この他、度支は災害に対する賑恤なども行うことがあった。『冊府元龜』卷一〇六惠民三条の貞元七年二月詔、同卷貞元一四年六月庚寅詔、『文苑英華』卷四三六「賑救諸道百姓德音(太和九年三月二十二日)」等参照。

度支財政には、留使・留州等の地方財政とは別に地方に存留される属省錢物があり、巡院や州府に貯備され、その地方的活動の財源となった。なお、属省錢物については、日野開三郎氏『東洋史学論集』第四卷第二部「三藩鎮体制下における唐朝の振興と兩税上供」を参照。

(42) 地方経費からの補填の例として、『冊府元龜』卷四八四経費条に、

(元和)十五年五月壬寅朔癸卯。詔曰。比縁用兵歳久。初息干戈。百役所資。国用多闕。……自今已後。応内外支用錢。宜於天下収兩稅塩利權酒稅茶及職掌人課料等錢。並每貫除旧墊陌外。量抽五十文。委本道本司本使。拠數逐季收計。其諸道錢使差綱部送。並付度支取管。

(43) 度支が兩税法全体を統括していたことは、建中元年の兩税法施行詔に「尚書度支総統焉」(『旧唐書』卷四八食貨志上)とあつて周知のことである。指導権限については、例えば、『唐会要』卷六八刺史条に、次のごとくある。

元和二年正月。制度支。如刺史於留州數内。妄有減削。及非理破使。委觀察史風聞按舉。必当料加量貶。

(44) 注(36) 清木場論文参照。

(45) 唐代の除陌錢について、錯綜したこれまでの見解を整理し、明快な規定をあたえるのは、陳明光氏「唐代『除陌』釈論」(『中国史研究』一九八四年第四期)である。陳氏は、除陌を①建中四年に趙贊が提案した除陌法で、交易税を内容とするもの、②政府の中外給用錢からの抽貫錢、③短陌(省陌)の三種に分類している。この論文の評価及び短陌慣行については、宮沢知之氏「唐宋時代の短陌と貨幣經濟の特質」(『史林』第七一卷第二号 一九八八年)参照。

(46) 『唐会要』卷六六太府寺条に、

天宝九載二月十四日。勅。自今以後。麪皆以三斤四兩為斗。……除陌錢每貫二十文。余麪等同。

とあり、建中四年(七八三)に趙贊が提案した除陌法で五〇文までひきあげられたが、翌興元元年正月に二〇文にもどされたのち、貞元四年に戸部へ所管がえがおこなわれる。この後、『冊府元龜』卷五〇七俸禄三に、

(元和)九年八月。詔。諸司食料錢。緣初令戸部。出放已久。散失頗多。須有變通。使其均濟。……宜以戸部除陌錢。每貫先收二十文。數外更加五文。委戸部別取貯。計其所費。逐処支給。

とあり、この時点で二五文となったが、五文は特に諸司の食利本錢用經費として別に貯えられた。更に、『冊府元龜』卷五〇一錢幣三条に、

(長慶元年)九月。敕。……其外内公私給用官錢。從今以後。宜每貫除

墊八十。九百二十文成貫。不得更有加除及陌内欠少。

とあり、以後唐末までこの体制が続いた。なお、元和中期以後、度支にも再び除陌錢が復活し、長慶元年以後は二〇文が抽貫された。戸部・度支あわせて百文に及ぶものとなっている。

(47) 戸部別貯錢系の収入について、來歴・動向の分かるものについて、以下に史料を挙げておこう。先ず(a)關官俸料錢については、『旧唐書』卷二二三王紹伝に、

貞元中。為倉部員外郎。時屬兵革旱蝗之後。令戸部。收關官俸兼稅茶及諸色無名之錢。以為水旱之備。紹自拜倉部。便準詔主判。及遷戸部兵部郎中。皆各司其務。

とあり、貞元年間(九年以後)、稅茶からの収入とともに災害用備蓄の經費にあてられ、用途が一層目的化するようになる。

つぎに、(b)外官抽一分職田については、『冊府元龜』卷五〇六俸禄二に、

(代宗永泰二年)十一月。詔曰。京諸司官等。自艱難已來。不請祿料。職田苗子。又充軍糧。頗聞艱辛。須使均濟。其諸州府渠官。及折衝府官職田。拠苗子多少三分。每年宜取一分。依当処時價。迴市輕貨。數内破脚。差綱部額。送上都。納青苗錢庫。其關官職田。拠數尽送。……とあり、七六六年以來、京官の俸禄支給のためにこの処置がとられていたものである。『通典』卷三五職官一七職田条の原注にも、「自大曆以來。関中匱竭。時物騰貴。内官不給。乃減外官職田三分之一。以給京官俸」と見える。なお、『旧唐書』卷一四憲宗本紀上元和六年(八一)条に、

八月癸亥朔。戸部侍郎李絳奏。諸州關官職田祿米。及見任抽一分職田。請所在取貯。以備水旱賑貸。從之。

と見え、元和六年以後は災害用備蓄の經費にあてられたことが分かる。最後の(d)刺史執刀錢については、注(34)参照。

(48) 『唐会要』卷八七軫運塩鉄綵敘条に、

(貞元)九年。張滂奏立稅茶法。郡国有茶山。及商賈以茶為利者。委院司分置処場。立三等時估為價。為什一之稅。是歲得緡四十万貫。茶之有稅。自滂始也。自後裴延齡專判度支。与塩鉄益殊塗而理矣。

とあり、また『陸宣公翰苑集』卷二二「均節賦稅恤百姓六条」其五に、「近者

有司奏請稅茶。歲約得五十萬貫。元勅令戸部。用救百姓凶饑」と見え、『資治通鑑』卷二三四は、この議論を貞元一〇年五月に掲出している。

(49) 『唐会要』卷八七軫運塩鉄條に、

(文宗太和)九年。……令狐楚以戸部尚書右僕射主之。以是年茶法大壞。奏請付州縣。而入其租於戸部。人人悅焉。開成元年。李石以中書侍郎判取茶法。復貞元制也。

とあり、同書卷八八塩鉄條に、「(開成)五年九月。勅。稅茶法。起來年。卻付塩鉄使取管」と見える。

(50) 言うまでもなく、すべてのものが上供されたわけではない。災害用備蓄であつた關官俸料や稅茶などの収入は、多くの場合地方に貯備され、戸部屬省錢物とされたはずである。

(51) 一例を挙げておこう。『冊府元龜』卷四八四經費條に、

宝曆二年五月辛巳。勅。如聞。度支近年諸色支用。常有欠闕。今又諸軍諸使衣賜支遣。是時須有万円。使其濟弁。宜量賜絹及紬一万匹。以戸部物充。

(52) 『白氏文集』卷四一「論和糶狀」に、

臣伏見。有司以今年豐熟。請令畿内及諸処和糶。令取賤穀。以利農人。以臣所觀。有害無理。何者。凡曰和糶。則官出錢人出穀。兩和商量。然後交易也。比來和糶。事則不然。但令府縣。散配戸人。促立程限。嚴加徵催。苟有稽遲。則被追促。迫蹙鞭撻。甚於稅賦。号为和糶。其實害人。儻依前而行。臣故曰有害無理。

(53) 表VII經費欄参照。①④については既に例を挙げてある。⑤地方官課料については『冊府元龜』卷五〇七俸祿三條に、

(元和六年)閏十一月。勅。河東・河中・鳳翔・易定四道州縣久破。俸給至微。吏曹注官。將同北遠。在於理体。切要均融。宜以戸部錢五万五千貫文。充加四道州縣官課料。

また、『唐会要』卷九二内外官料錢下條にも、

会昌元年。中書門下奏。河東・隴州・鄜坊・邠州等道比遠官。加給課料。河東等道。或興王旧邦。或陪京近地。州縣之職。人合樂為。祇緣俸課寡薄。官同比遠。伏準元和六年閏十二月十二日及元和七年十二月

二十日勅。河東・鳳翔・鄜坊・易定等道。令戸部加給課料錢。共六万二千五百貫文。……

と見える。また、『冊府元龜』卷五〇八俸祿四に載せる会昌六年八月勅によると、夏州・靈武・振武・天德四道の料錢・厨錢・賞設錢・修器械錢を戸部錢物によって給付せしめている。

⑥諸司諸色本錢は、諸官司が元本として運用し、その利潤によって食費・行政費等をまかなうために支給されるものである。『冊府元龜』卷五〇六俸祿二條に、

(貞元)十二年四月。礼部尚書李濟運奏。当司本錢至少。厨食闕絶。請准秘書省大理寺例。取戸部關職官錢二千貫文。充本取利。以助公厨。可之。

と見えるのが早い例である。貞元・元和期には、なお度支による支給もみられるが、元和九年の除陌錢五文増加以後、戸部が支給を担当したようである(注46参照)。『唐会要』卷九三諸司諸色本錢條には、長慶元年三月勅、太和元年二月殿中省奏文、開成四年六月、会昌元年六月、同二年正月勅等、戸部による本錢支給の史料を掲載している。

⑦諸州病坊元本については、『唐大詔令集』卷一〇咸通八年痊復救恤百姓僧尼勅に、

応州病坊。貧兒多処。賜米十石。或有少処。即七石五石三石。其病坊拋元勅。各有本利錢。委所在刺史録事參軍県令糾勸。兼差有道行僧人專勾当。三年一替。如遇風雪之時。病者不能求丐。即取本坊利錢。市米為粥。均給饑乏。如疾病可救。即市藥理療。其所用絹米等。且以戸部屬省錢物充。速具申奏。……

と見える。

⑧百司紙筆は、在京の官司に支給される經費であり、紙筆錢などのような諸手当とは異なる一種の行政費であろう。

⑨京兆府經費補填については、『文苑英華』卷四二〇懿宗大中一三年七月九日嗣登宝位敕文に、

……京兆府今年秋青苗錢。宜每貫量放五百文。所放錢。如是府司占留色目。即委戸部。準旧例。拋數支填。……河南府今年秋青苗錢。宜每

貫量放三百文。如是府司占留色目。亦委戸部。準例支填。

とあり、京兆府・河南府の経費予定分については、旧例として戸部の財源により補填している。

(54) 『冊府元龜』卷四八八賦税一建中元年二月条に、時宰相楊炎初定令式。国家有租賦庸調之法。開元中。玄宗修道德。以寬仁為理本。故不為版籍之書。人戸寢溢。隄防不禁。丁口輒徙。非旧名矣。田畝移換。非旧額矣。貧富升降。非旧第矣。戸部徒以空文。總其故書。蓋不得時之實。とあり、また『冊府元龜』卷四八六戸籍条に、

穆宗以元和十五年正月即位。勅天下百姓。自屬艱難。棄于鄉井。戸部版籍。虚繫姓名。建中元年以來。改革旧制。悉歸兩稅。法久即弊。奸濫益生。自今以後。宜准例。三年一定兩稅。非論土着客居。但覈資産差率。

(55) 『冊府元龜』卷四八六戸籍条に、梁太宗開平三年(九〇九)。中書侍郎同平章事判戸部事于兢奏。伏乞降詔天下州府。各准旧章。申送戸口籍帳。允之。

(56) 船越氏「唐代後期の常平義倉」(『星博士退官記念中国史論集』一九七八年) 参照。

(57) 『冊府元龜』卷五〇二常平条に、長慶四年三月。制曰。義倉之制。其來日久。……宜令諸州録事參軍。專主勾当。苟為長吏迫制。即許駢表上聞。考滿之日。戸部差官交割。如無欠負。与減一選。如欠小者。量加一選。欠數過多。戸部奏聞。節級科処。

とあり、同書同卷にも、大中六年四月。戸部奏。天下州府收管常平義倉斛斗。今日以後。如諸道應遭災荒水旱。便委長吏清強官審勘。如實是水旱処。便任開倉。先

唐代後半期の中央財政―戸部財政を中心に―

貧下不濟戸給貸。詔。具數分析申奏。并報臣本司。切不得妄給与富豪人戸。其所使斛斗。仍仰録事參軍。至当年秋熟後。專勾当。覈數追収填納。不令違欠。……從之。

(58) 『旧唐書』卷一八下宣宗本紀大中七年条に、十月。尚書左僕射門下侍郎平章事太清宮使弘文館大學士崔鉉進統会要四十卷。修撰官楊紹復・崔瑒・薛逢・鄭言等。賜物有差。

(59) 当然問題になってくる戸部巡院については、前掲注(18)高橋繼男氏七八年論文に指示があるが、帰州巡院のみであり、今後の検討課題とされている。

(60) この他の管掌業務としては、長春宮の財務管掌がある。『旧唐書』卷一七上敬宗本紀宝曆二年(八二二)九月条に、「勅戸部所管同州長春宮莊宅。宜令内莊宅使管係」とあり、同書同卷文宗本紀宝曆二年二月条に、「長春宮斛斗諸物。依前戸部收管」と見える。その財政管理規模は「見在錢及斗斛絲綿席草等約二十九万七千五百三十余貫石兩領束等」(『文苑英華』卷四三九「誅逆人蘇佐明德音」開成二年六月八日)、相当なものであった。

また、戸籍管掌にかかわって食封についても発言権をもっていた(『唐会要』卷九〇縁封雜記条)。

(61) 『資治通鑑』卷二六六曆一四年一二月条に、旧制。天下金帛。皆貯於左藏。太府四時上其數。比部覆其出入。及第五琦為度支塩鉄使。時京師多豪將。求取無節。琦不能制。乃奏貯於大盈内庫。使宦官掌之。天子亦以取求為便。故久不出。由是以天下公賦為人君私藏。有司不復得窺其多少。校其贏縮。殆二十年。宦官領其事者三百余員。皆蚕食其中。……上即日下詔。凡財賦皆歸左藏。一用旧式。歲於數中。捃精好者。三五千匹。進入大盈。(胡注……考異曰。德宗實録作三五十万匹。今從建中實録。)

(62) 注(61) 参照。

(63) 『旧唐書』卷一九上懿宗本紀咸通五年(八六四)七月壬子条に、延資庫使夏侯孜奏。塩鉄戸部先積欠當使咸通四年已前延資庫錢絹三百六十九万余貫匹。内戸部每年合送錢二十六万四千一百八十万貫匹。從大中十二年至咸通四年九月已前。除納外。欠一百五十万五千七百一十四万貫匹。當使縁戸部積欠數多。先具申奏。請於諸道州府場監院合納

戸部所収八十文除陌銭内。割一十五文。属当使自收管。勅令雖行。送納稽緩。……

とある。除陌銭一十五文の割愛をめぐる攻防はこの後も続き、咸通七年九月丁酉にも延資庫使曹確が同様の上奏を行っている。

(64) 『資治通鑑』卷二五三僖宗広明元年(八八〇)六月条に、

盧攜・豆盧瑑上言。大中之末。府庫充実。自咸通以来。蛮貊陷安南邕管。一入黔中。四犯西川。徵兵運糧。天下疲弊。踰十五年。租賦大半不入京師。三司内庫。由茲空竭。……

(65) 『資治通鑑』卷二五六僖宗光啓元年(八八五)閏三月条に、

是時藩鎮各專租稅。河南北江淮。無復上供。三司轉運。無調發之所。度支惟取京畿同華鳳翔等数州租稅。不能贍。……

(66) この経緯については、前掲注(30) 礪波論文参照。

(67) 梅原郁氏「宋代の内蔵と左蔵——君主独裁制の財庫——」(『東方学報』

京都第四二冊 一九七一年) 参照。

(一九八八年七月二十一日受理)